

平成29年第4回東大和市議会定例会会議録第26号

平成29年12月7日（木曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君

出席説明員（33名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	行政管理課長	木村西君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	川口莊一君
市民部副参事	宮田智雄君	子育て支援課長	鈴木礼子君
子育て支援部 副参事	榎本豊君	保育課長	宮鍋和志君

子育て支援部 梶川義夫君
副参事
健康課長 志村明子君
都市計画課長 神山尚君
土木課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 石川博隆君
中央公民館長 尾又恵子君

青少年課長 新海隆弘君
ごみ対策課長 中山仁君
都市建設部 内藤峰雄君
副参事
建築課長 中橋健君
社会教育課長 佐伯芳幸君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 関田 貢 君

○議長（押本 修君） 通告順に従い、7番、関田 貢議員を指名いたします。

[7番 関田 貢君 登壇]

○7番（関田 貢君） 皆さん、おはようございます。ただいま御指名をいただきました興市会、7番、関田 貢です。平成29年第4回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番として、東大和市向原地区プロジェクトの見直しの進捗についてお伺いしていきます。

この案件は、当初、70年間の定期借地権を設定して民間事業に貸し付け、高品質で低コストな一戸建て住宅190戸を供給する計画を作成されました。土地の見直し、住宅以外の施設を含めた実現性の高い土地利用や土地の売却も視野に入れた事業性などを再検討する案が東京都より、また1月23日に市との協議を進めたい旨の依頼がありました。

市民の要望実現に向けた東京都に対して市はどのように要望されようとしているのかお伺いします。

①として、南側の2.7ヘクタールにはどのような計画をされているのか。

②北側1.8ヘクタールには、ことし1月に都から特別支援学校建設の意向の打診があり、また地元の東大病院の建て替え用地取得に関する要望書の提出がされたことに対する市の考え方をお伺いいたします。

2として、行財政運営等について。

東大和市実施計画では、第四次基本計画、平成25年から33年度に掲げた目標の達成と新たな行政需要に的確に対応することを目的として作成が発表されました。実施計画の期間が平成30年から32年度の3年間の主要事業の総額は約69億2,700万円と見込んでおります。

平成29年度の当初予算額を基準に一般会計の経常的な財政支出の予測をした上で、主要事業を実施した場合、3年間では約48億3,000万円の財政不足が生じることが見込まれますと発表がありました。

国も経済財政再生計画の枠組みの下で、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとして、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身も大胆に重点化することが発表されております。

当市も限られた財源の中で事業を実施するために財政の健全化を図りながら、中期、長期の計画に基づく事業の選択と効率かつ安定的な財政運営が必要と言われております。

①として、持続性のある行財政運営について。

政府の有識者会議では、人生100年時代構想会議で教育無償化などに2兆円規模の政策の財源を確保するため、3,000億円の拠出を経済界に要請したことが発表されました。この事業の市への影響についてはどのように分析されているのかお伺いいたします。

②として、今後のまちづくりについて。

「人と自然が調和した生活文化都市」の実現のために第二次基本構想、第四次基本計画、平成30年、32年の

実施計画の発表があり、魅力あるまちづくりを進める事業とは、どのような内容の事業展開ができるのかお伺いしたいと思います。

3として、健康都市宣言についてお伺いします。

①平成28年度、興市会の代表質問で市長の答弁では、今後、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指した当市の実情に応じた健康都市宣言につきましては、市民、地域、関係諸団体等を含めた機運の醸成を図りながら検討していくことが必要であると考えておりますと答弁がありました。

最近のニュースでは、政府の有識者会議で、100年の時代構想会議が話題になる時代になりました。尾崎市長にも、健康づくりに関する市の姿勢を積極的に示し、市民、地域、企業、関係団体等が連携した健康寿命の延伸に向けた取り組みができる環境づくりに先頭に立って実現していただきたい取り組みについてお伺いしたいと思います。

②として、東大和市の健康都市宣言の実施についてお伺いしたいと思います。いつを目標としていらっしゃるのかお伺いします。

以上、質問をいたしました。答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきます。よろしくお祈りします。

[7 番 関田 貢君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、都営向原団地の創出用地についてであります。南側の用地、約2.7ヘクタールにつきましては、東京都から地域の課題解決に寄与する活用として、身近な暮らしを支える医療、福祉、買い物などの生活支援機能の整った生活中心地を形成する案が示されております。

次に、都営向原団地の創出用地の北側の地区についての市の考え方についてであります。都営向原団地の創出用地につきましては、基本的に住宅以外建築してはならない地区計画を決定しております。東京都からの要請により、特別支援学校を設置する場合は、向原団地地区地区計画の変更や東大和市地区計画区域内建築条例の改正を要することから、変更する明確な理由が必要であると考えております。

このため現在、特別支援学校の設置が都営向原団地の創出用地でなければならない理由を東京都に確認しているところであります。

また、病院の建て替え用地取得に関する要望書が市に提出されたことにつきましては、地域の医療サービスの水準や医療関係者等の意向を確認し、市としての対応を総合的に考えていく必要があると認識しております。

次に、持続性のある行財政運営についてであります。国では、人生100年時代を見据え、一億総活躍社会の実現に向けた人づくりを行うために、今後、平成31年10月に予定されている消費税の増税分等を財源として2兆円規模の新たな政策の実施を検討しております。

報道によりますと、政策の内容につきましては、平成29年12月8日の閣議で決定される予定であり、幼児教育・保育の無償化や待機児童対策等に取り組むものとされており、このような政策が実現した場合には、市が取り組んでおります子育て世代への支援等をさらに推進するものと考えられます。

一方で、新たな政策を実施することで保育ニーズの掘り起こしにつながり、待機児童の増加につながる等の懸念もありますことから、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、今後のまちづくりについてであります。基本構想で定める将来都市像「人と自然が調和した生活文

化都市」の実現を図るためには、社会状況の変化等に的確に対応し、基本計画等に定める各施策を着実に推進していくことが必要であると考えております。

また、各施策の実施に当たりましては、市財政の状況や将来的な見通しを踏まえ、その財源を確保していくことも必要であると考えております。

今後におきましては、持続可能な行財政運営に向けた財政基盤を確立するために、引き続き、行財政改革の推進による歳入の確保とともに、民間活力導入の推進、優先度を踏まえた事業の縮小や廃止など、事業の最適化を図り、限られた財源を有効に活用し、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市と市民や関係団体等が連携した健康寿命の延伸に向けた取り組みについてであります。市では、市民の皆様が積極的に健康づくりに取り組んでいただけるよう、健康づくりカレンダーや健康ウォーキングマップを作成しております。

また、介護予防リーダーの養成や元気ゆうゆう体操の普及、さらには今月から始まりました元気ゆうゆうポイント事業などを通して、高齢者の皆様の介護予防と健康づくりに向けた取り組みを支援しております。

さらに、福祉祭と同時開催いたしました健康のつどいにおきまして、関係団体と連携、協力し、健康に関する正しい知識の普及啓発などを行っております。

今後は、関係団体等との情報交換等をさらに強化し、連携、協力の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、市の健康都市宣言の実施についてであります。健康都市宣言は、市民、地域など市全体で連携し市民の皆様が健康に暮らせるようなまちづくりを恒常的、持続的に進めていくことを市の内外に表明するものであります。

現在、市といたしましては、「日本一子育てしやすいまちづくり」に向け、さまざまな施策を実施するとともに、市民の皆様健康づくりにも支援を行っております。

今後も、市民の皆様健康寿命の延伸に向けてさらに積極的に健康づくりに取り組んでいただき、市全体の機運の醸成を図りながら地域の関係団体等との情報共有及び連携体制を整備し、引き続き、健康都市宣言の実施につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○7番(関田 貢君) どうもありがとうございました。

今回、私は一般質問で取り上げたこの問題につきましては、まず最初に、東大和市の環境はということで、東大和の人口を調べてみました。東大和市は、26年度、8万6,162人というピークの時代を迎え、27年のピークから28年、29年ということで人口減少が当市にもあらわれました。そういうことで、その反面、少子高齢化という国が掲げてる問題と、当市も国と劣らず同じような諸問題が僕は出てると思っております。

そして、少子高齢化の中で高齢化率も調べてみました。そして、この高齢化率も平成28年度、65歳以上が25.3%、そして29年度では25.8%と、人口が588人から29年度は407人ということで400人から500人が毎年、65歳がふえていくという傾向になるかと思っております。

こういう環境の中で、東大和市が持続可能な財源を確保しなければいけない。そうしたときに、東大和市の財政が一般市民の税金、担税能力と言われているのが約40%と言われております。そして、その中で東大和市が公債費、扶助費、人件費等の割合は今現在、東大和市の担税能力として市民税と代表されると思うんですが、

それはどのような割合になってますか。

- 議長（押本 修君） 関田議員、これは1つ目でよろしい……2つ目。（「全体で今」と呼ぶ者あり）全体で、大丈夫ですか。
暫時休憩いたします。

午前 9時44分 休憩

午前 9時44分 開議

- 議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 副市長（小島昇公君） 市の全体的なという御質問でございます。

お話のございましたように、高齢化率は上がっていく、そして人口は、もう少し延びていくのかなと思いましたが、早目に減少にかじを切り始めたという中で、御質問者、お話ございましたように、当初予算に占める市税等の割合も、そのときの建設費等の影響もございますけども、4割を超えるか切るかというふうなのが市の一般的な財政の状況でございます。

そうした参加で、経常収支も92.7と、非常に臨時財政対策債を借りないとほとんど100%近いというふうな状況が市の全体的な状況でございます。

以上でございます。

- 7番（関田 貢君） 私はね、この問題、この1番、2番、3番の問題が全部、財政にひっからまるんで、全体的話をもっとわかっていただくという意味で、私は、じゃ、今の答弁だと、みんなわからないんで、決算額で言いますと、346億9,781万6,000円という決算額の中で市民税は127億8,563万5,000円と、36.8、約40%なんですよ、自主財源がね。

その中で、公債費が15億7,800万円、9.6%、扶助費が110億6,761万6,000円、33.4%かかっていると。そして、人件費が43億2,539万7,000円、13.1%と、こういうような環境の中で、私は東大和市の財政のこういう扶助費がこれだけ多くなってるということは、少子高齢化の真ただ中にいるというふうに私は解釈してるということなんです

ですから、今度はこの問題に、今度は具体的にこういうような社会現象がある中で、東大和市の向原プロジェクトの見直しについて、私は1番の、今度は再質問については1番、2番、都有地の問題ですから一緒に答えてもらって結構ですから、私は一緒に、どっちどうこうじゃなくて全体で1問、2問、同じですから考え方が。ですから、この南側の答弁では、先ほど市長の答弁、わかりました。

そして、2番の問題については、東京都から示されてる特別支援学校が建設予定の要望が来ると。そして、地元から東大和病院の建て替え用地のために要望書が提出されると。これも私は承知してます。

ですから、こういう問題を僕は提案したときに、今の市長さんじゃないけどね、10年前さかのぼると、前の前の市長さんで、私は東京都が掲げてる、民間活力を導入するというところで、向原地区が駅から近くて、民間の皆さんがかなり期待を寄せて、地域のこれからの高齢化社会に向かってということと真剣に考えていた業者がありました。そして、私もそこで一緒に勉強させていただいて、10年前にこのCCRC計画、アメリカの計画した介護、医療、福祉というCCRC計画のこの意味を訳すと、継続した健康づくりと健康支援とケアの問題を解いてくと、こういう環境づくりの展開を私は向原プロジェクトのときに、10年前に向原プロジェクトに提案しました。

その当時は、市も検討して、最初は、民間の企業の皆さんの考え方もかなり取り上げて、この用途地域、一団地から用途地域を変更するという時代で、いろんな問題が提案されました。そういう提案をされて、このプロジェクトの中で、第1プロジェクトで私が一般質問の中で向原の土地をこういう少子高齢化、強いて言えば高齢化の時代に合った施設づくりをお願いしたいということで、この向原プロジェクト、コンセプトという提案をさせていただきました。

そして、こういうような提案を経て、今日、今の向原地区の決定についても、東京都の指導で地元の意見が抹殺されたかのように、当時は5.9ヘクタール、南側は3.3ヘクタール、北側は2.6ヘクタールって検討をスタートしたわけです。

そして、今現在では整備をされて、南側2.7の1.8が現在の問題の土地になったと、こういうような計画が東京都が市に投げかけて、東京都が、この歴史を読むと、平成6年度から平成13年度の建設まで3期に分けて建て替えを実施し、1,054戸の建設をして終わったと。それで、平成14年の2月に東京都住宅マスタープランでは、都営住宅の抜本的改革を打ち出し、団地敷地の有効活用の抑制などを決めた当該団地において、これ以上、都営住宅を建設せず、創出した土地において民間、創意工夫を活用し、地域の活力を高める郊外型の生活空間を整備することを目的としているという。東京都と市は平成18年に協議会を設置して、この問題を今日まで係ってきてる。そして、その間には現在の市長に姿が変わり、そしてこの問題も継続をしてるはずなんです。

この継続について、こういう地域の住民の声が東京都に届いて、そして市も合意をして、このいろんな紆余曲折あって、それで190戸の戸建て住宅をつくるということが東京都が決定したんですよ。市はお願いしたんですね、優良住宅つくっていただいたほうがいいということで。合意ができたから、その事業ができるはずだったんですね。

それが、ここで東京都のいろんな資料いただいてありますけれど、中止になった過程の話、そういう中止になったことについては、今度は東京都が地元の市の意向を今度は聞く番ではないのかと、自分たちが提案したこと、団地を用途地域を変えてほしいと言ってきた。今度は市がいろんな施設をつくるために、地元の声を反映させるということの今度は番ではないのかなと、その辺の考え方についてお伺いします。

○市長（尾崎保夫君） 過去において、地元の意見が抹殺されたようなこともあったというふうなお話もございましたけども、今回の都営向原団地の創出用地につきましては、今御質問者のお話がありましたように、地元住民の皆さん含め、今回で言えば議会の皆さん、そして学校関係者の方や、あるいは教育委員会、そして地域の住民の方等を含めまして、東大和市の市民の皆さん方がこの関係についてどういう考え方で一つにまとまっていけるか、そんなことを念頭に持ち、東京都と調整をしっかりとしていきたい、そんなふうと考えているところです。

以上です。

○7番（関田 貢君） この10年間の歴史については、地域住民が、私もこういうふうに民間企業も一生懸命、最初のころは建設を高齢化の時代にと、高齢者住宅、そういうようなケア付きの住宅をつくるということに意欲を燃やした。建設会社は、今回はここには残っていませんけれど、今回出された、その当時から私が最初、CCRC計画を提案して東京都にお願いに上がったときは、そのCCRC計画だけだったです。そして、福祉の計画、そして次にKプロジェクトのときに教育施設を入れてということで、再度、東京都に私はお邪魔したときにいろんな話を聞かせていただいて、初めてそのときに東京都の職員から、東大和では病院計画の話が東京都に寄せられてるというお話を私は東京都で聞いたんです。ここの議会で聞いたんじゃないんです。

そういうような歴史があるこの向原地区の、先代の市長さんから始まって、そしてここに続く尾崎体制になって、この都有地はそういうふうに脈々と続いている問題をきちっと市民に向けた回答をきちっと出してあげないと、市民の声は本当に届くのかという疑いの目が向けられると私は心配しています。その点、どう考えてますか。

○市長（尾崎保夫君） 先ほど答弁申し上げましたように、今回、大きなプロジェクトということになります。そういった意味で、本当に大勢の皆さんの御意見をいただきながら、東京都と調整をしていきたいというふうに思いますし、また、節目節目では、そのような情報を皆さん方にお伝えして、御意見をいただくと、そんなふうな形にしていければいいかなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、本当にいろんな関係の皆様方が、本当にあそこにつくっていいのかどうか含めて、いろんな御意見をいただいて、それにのっとって一つになっていくということが一番大切だと思っております。

そういった意味では、私どものほうもそういう方向に向くように、皆さんと心を一つにできるような、そんな形に進めていければと、そのように考えております。

○7番（関田 貢君） ですから、今、市長さんね、私は最後に、この南側の2.7ヘクタールと北側の1.8ヘクタールがあるわけですから、今こういう行政としてどうしてもこの土地活用で、今この2つの特別支援学校の建設問題も提案されております。そして、地元の東大和病院の建て替え用地が必要だということで、病院の要望も提出されてます。

こういう過去の長い歴史から見て、10年間の間に、この特別支援学校が東京都からも提案され、そして東大和病院は、前の前市長から継続されてるこれは問題ではないのかなというふうに私は捉えております。

こういうような問題をきちっとすみ分け、この南側の2.7か、あるいは1.8か、両方の特別支援学校の建設、あるいは地元の東大和病院の建て替え用地、これも市民には大きなインパクトが私はあると思うんです。これはなぜかという、東大和市の大きな会社という、人を一つの建物によると、市役所が約500人の建物で、市の集まる人口って500人、東大和病院が通ってる職員の数が1,000人からいるんですね。そういうふうにしたときに、あと大きな会社ゼノアが会社で引き上げちゃいましたから、あとスーパー関係では、あそこにイトーヨーカドーとかヤオコーとかそういうところで人が多く集まる場所、そこで働く人は少ないです。

しかし、東大和に人を集めるという企業体は市役所と今東大和病院がトップなんです。そういう雇用関係とかいろんな複合的なことも考えれば、こういう病院の建て替えは東大和の顔にもなる。日本一子育ても大事ですけど、こういう雇用から見た東大和のこういう大きな人を集める東大和病院の施設建て替えも私は重要な考え方を僕はしているわけです。

ですから、こういう考え方について、市長ね、東京都の問題もあるでしょう。これは東京都の都有地ですから、その都有地の問題をどう生かしていくかということで、再度、市長、この南側の土地、北側の土地含めての市長の考え方をお聞かせください。

○副市長（小島昇公君） 市長のほうから先ほどお答えをさせていただいておりますが、過去の経緯も当然重いファクターでございますので、そこを基本に、あとはやはり地域住民の皆さんにとっていかに将来に向けて有効な活用を図れるかというのが今一番重い課題だと思いますので、皆さんのいろいろな御要望、御意見を真摯に耳を傾けながら、市民皆さんにとっていい選択肢はどうかという視点から東京都とは調整を図りたいと、昨日も他の議員さんにお答えしましたが、基本方針はそういうことで進めたいと考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひこの南側の2.7ヘクタール、北側の1.8ヘクタールに対して、地元の市民の声が届いて、すばらしいまちづくりに寄与できる環境づくりをするために、今の提案されてる特別支援学校の建設、あるいは東大和病院の建て替え用地に関する要望の実現を強く要望して、次の問題にいきます。

次に、行財政運営についてです。

ここで、私は実施計画を見て東大和市の基本構想、20年構想、あるいは基本計画で10年構想の計画実施をするためには、財源が3カ年を見ても総額が69億からすると。そして、当初予算で基準に見直して経常的な財政支出を予測をしたら、主要事業を実施した場合、3年間で48億3,000万円が財源不足が生じると。そして、1年間、16億1,000万円のお金が不足すると、こういうふうに言われてます。

ですから、こういうような財政の環境で、私は国か、あるいは都からできるだけいただけるお金は全て網羅して、そういう金がどういふふうに当市に反映できるのかということ国、東京都の動向をいち早くつかんで、当市の財政運営に生かしていただきたいと、そういう思いで、この①は質問をいたしました。

人生100年時代の構想で、人生100年を生きるということが論じられてくる時代になりました。2兆円規模の政策の財源を確保するために、経済界の協力をいただき3,000億円のお金ということで、2019年10月の10%の消費増税で5.6兆円の増税を見込まれてるということで、このお金のことで今回、今議会の中で国会でも主要用途の変更によって中身を前倒しに使いたいというようなお話がありました。

そして、2兆円規模の新たな政策では、経済界の協力などによってその実現しようと努力されてますが、具体的にこの問題が東大和市で、行政でこういう国の財政を地方までおりてくるときにはどのような分析過程で、こういう予算が発表されたときには、どの程度の予算が当市の中は見込んでいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○財政課長（川口 荘一君） 現在、国におきまして今後予定される消費税の見直しに伴う施策について検討がされているところでございます。

その一つとして、消費税の引き上げというものが国において検討されておりますけれども、その国の検討に関する市財政への影響ということで御説明させていただきますが、仮に消費税率が10%になった場合の市財政への影響でございますが、消費税率10%のうち2.2%が地方への財源ということになってきますので、現在、その地方の財源、1.7%から2.2%に変わるということで0.5%分の増収が見込まれます。あくまでも地方全体のこととして申し上げます。

そして、国の財源のうち一部が地方交付税の原資ということにもなっておりますので、この点におきましても地方財源の拡充が図られるというふうに見込んでおります。

そして、これらの増収分につきましては、社会保障関係経費の増加に対応する財源ということで、市におきましても活用していく方向になるだろうというような見込みを立てているところでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） わかりました。国の情報はわかりました。

次に、東京都の市町交付金が、小池知事になって490億円だったのが、10億円を追加して500億に、総合交付金はなりました。そのときに東大和市の交付金の490億の時代と、500で10億ふえて、その10億ふえたときの東大和のふえた増額分はどれぐらいになるんですか。

○財政課長（川口 荘一君） 東京都の市町村総合交付金に関してでありますけれども、都予算の増額に伴いまして、市のほうでも可能な限り財源要望を行っているところでございます。ただ、市町村総合交付金につきまし

ては、一定の算定方法がございますので、当然その年度に市の対象となる事業等が実施されない限り、単に増額ということにはなりません。

ただ、今後も市におきましては、東京都の財源を有効活用する意味で、可能な限り対象事業につきましては市町村総合交付金の要望を引き続きしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（関田 貢君） 今回は東大和市では、総合交付金はどれくらいの予定されてるんですか。

○財政課長（川口荘一君） 今回ということで、平成29年度ということで申し上げたいと思いますけれども、現在、予算では約11億を超えるような予算化を図っておりますけれども、財政担当としては、まず予算をしっかりと確保するということが一つございます。そして、市の補正予算等によって対象事業がふえるような場合は、そこに上乗せするような形で毎年度、要望してるような状況でございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） また、課長がことは11億を予算立てしたというふうに言われました。直近の新聞報道で、知事が各市町村の交付金額を公表しました。そうしたときに、この中身を見ますと、東大和市は12億7,626万5,000円交付決定されてます。こういう通知は、東京都が新聞発表、3月18日にして、こういう情報というのは来ないんですか、地方自治体には。

○財政課長（川口荘一君） ただいまの東京都の数字は、平成28年度の数字かと思われましても、東京都で毎年度、3月中旬過ぎにこの市町村総合交付金の決定というのも行っております。平成28年度は、その交付決定の過程の透明化を図るということで、あらかじめ東京都のほうで情報の公開を図ったところなんです。

それと同時に、市のほうにもその額の決定というものが連絡されまして、当然そのタイミングで市のほうにおきましても額のほうは確認しているところでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） そうしますと、私がこういうふうに国や都の大きな財源、交付金も含めてですけど、今私が聞いた消費税の導入、あるいは新たに東京都の市町村総合交付金が増額されたということで、東大和が少しでも財政が困難なときに国や都の財源を的確に掌握して、それを当市に出していただきたいということで、今この1番の質問はしました。

ですから、これを今度は2番として、今度はまちづくりについてですね、東大和市は基本構想、第二次基本構想ですばらしい文化都市の夢を描かれております。そして、そういうまちづくりに「人と自然が調和した生活文化都市」の実現ということで、第二次の基本構想、そして第四次基本構想というふうな基本構想が二次、四次と構想、計画が示されました。

ここに第一次の構想と変更した、あるいは第三次から四次の基本計画、変わったといったときに、新たな「人と自然が調和した生活文化都市」を実現するための項目というのは、どういう項目がふえたんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 第一次基本構想から第二次基本構想ということで、現在は平成14年からの第二次基本構想期間中ということになっております。

第一次基本構想も、将来のまちづくりの方針を大きく定めておりますけれども、やはり人口の増加だったり社会状況の変化が伴いますので、基本的な政策の部分は引き継いでると思いますけれども、その大きな社会状況の変化に伴いまして、それに対応するための内容の調整、そして将来の都市像としまして「人と自然が調和した生活文化都市」というのを第二次基本構想から位置づけられておりますので、そういうところで変更点があ

ったというふうに認識しております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） では、平成30年度から32年度の実施計画が今回、この実施計画が、平成29年11月に発表になりました。この中身も前回と比べてどういうところが大きく改善され、実施計画に盛り込まれたかということをお伺いします。

○企画財政部長（田代雄己君） 実施計画の位置づけでございますけれども、その上に第四次基本計画がありまして、その基本計画の施策を具体的に推進するために3カ年の予算も含めた状況についてまとめたものでございます。

こちらにつきましても、毎年毎年、ローリングという形で見直しを行っておりますので、基本的な考え方としては、第四次基本計画の政策、施策を推進する位置づけになっておりますので、大きな見直しというわけではなくて、その時点時点で合いました主要事業について記載をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 私はね、今ここに提案して、今基本構想、あるいは基本計画、実施計画の話聞き、この中身を実現してするために、今東大和の現状の施設環境、こういうのを見たときに、東大和市の環境はこれからはものづくりの時代ではないと、これからは東大和市の建物、現在ある建物が、少子化に向かっていく時代ですから、この建物の見合ったもの、この建物をきちっと見直して、この建物は必要なかどうかということの見直す時期に私はなってきたらと思っております。

ですから、その見直しを、新しくつくるんじゃないで、市長初め、大胆な発想で、私は東大和市の場合は、それぞれの運営の事業、運営事業費を減らすということが私は大事だと思っております。その運営の事業費を減らすということで、私は過去から一般質問で取り上げた問題の中で一番僕は統廃合するとかということで、学校問題があります。一貫教育問題、そして小学校の減少地域、あるいは増設地域もあるでしょう。だけど、少数地域では、小学校の見直しでは、小中一貫校とそれで小学校の統廃合をするというときに、私は具体的に一般質問でも、七小と九小、三小と六小は統廃合をすべきだという提案をして、これの見直しは時代の推移に来てるんじゃないのかというふうに思いますが、そのお考えを聞かせていただきたい。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東大和市公共施設等総合管理計画での記載につきまして、答弁させていただきます。

この計画におきましては、今後、人口動向や厳しい財政の見通しを踏まえまして、公共施設等の総量や配置の見直しを計画的に進め、財政負担の軽減を図りながら公共施設等の適正な管理を推進することとしています。

公共施設等の将来更新費用を推計いたしました結果、現在保有している公共施設の全てを更新するためには財源が不足していることがわかります。そこで、総量の削減に取り組む必要があると認識しているところであります。

御指摘いただきました小中学校の統合、廃止につきましては、今現在の小中学校の延べ床面積が市の公共施設全体の6割を占めるものであることから、当然将来の児童や生徒の数の推移によりまして廃止や統合を考えることを必要であると認識しております。

以上であります。

○7番（関田 貢君） この認識ってということだけじゃなくて、実際にもう進める時期に私は来てると思うんですよ。その考え方を、私が27年度の小学校の三小、六小が、一時は818人いたのが607人、211人もこの2校は

減少してるんですね。そして、七小、九小が、725人が589人で136人が減少してる。こういうふうには減少して、1校の学校で十分できるんですよ。これはトップダウンで、市長、こういうのは、1校を運営費、学校運営をすると、じゃ、幾ら削減できるかっていうと私調べましたら、5,300万の運営費がかかってる。1校当たり、そういうふうには小学校だけ改定しても、六小と三小、あるいは七小と九小の学校を2校改善すると1億からの運営費が浮くんです。

そういう財政運営のコントロールを、今きちっと計画を立ててやる時期に来てると私は思うんですが、その考え方、ちょっとお伺いします。

○企画財政部長（田代雄己君） 東大和市としましても、公共施設の老朽化と適正配置につきましては重要課題と捉えているところでございます。

ここで公共施設等総合管理計画ということで、先ほど担当課長が申しあげましたように、延べ床面積で20%削減すると。それは学校だけじゃなくて、公共施設全体に位置づけておりますので、私どもはその全体の公共施設の配置を含めて何が望ましいのかということ、今現在検討に着手しておりますので、その結果がまとまりましたら、皆さんにお伝えして、実務に移っていくという形になるというふうには認識しております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 私は、小学校のことについては、ぜひ前向きに検討していただきたい。

そして、今度は小学校じゃなくて、小中一貫校として、私は一小、一中をぜひ実現をしていただきたい。これはなぜ私はそう言いますかということ、過去に北と南で公共施設を言い争った時代がありました。南に、体育館施設が全部南に寄る。本村が、本村って旧6カ村というんですけど、その方面には体育館施設がないという話で、それで一中の体育館を地域の体育館と改良するというので、あそこの一中の体育館は社会福祉で、社会教育施設との利用率が一中の体育館はされてないですよ。つくった当時は、それだけの大きな体育館ですから、市の行事がそこに集中したんです。ですから、みんな、一中で成人式も行われ、大きな寄せ事は一中体育館でやってたんです。

それで、市の事業が変わったというのは、ハミングホールができてから一中体育館が使われなくなったんです。じゃ、その使われなくなった分の体育館の使用は、率が上がったかということ、学校の施設化になっちゃってるんですよ。そういう施設だったらば、一中の体育館だけだったらば、あんな大きな体育館要らないですよ。あんなに投資をした体育館をこのまま置いていく、社会教育上でも私はよくないと思う。

ですから、南の体育館、この北の旧本村の体育館としてあそこへ位置づけられたんですから、そういう歴史をきちっと僕は再認識をして、そして一中の校庭もほかの学校より広いんです。ですから、体育、スポーツの施設として社会教育施設としてもふさわしい、そういう場所を体育館を初め、グラウンドの環境から見て、一中と一小の一貫教育を実施し、一中の場所を広く地域住民に開放をしていただきたいと思うんですがどうですか。

○企画財政部長（田代雄己君） 具体的な御提案をいただいたわけでございますけれども、そのような考え方につきましても、これから公共施設等総合管理計画の中で具体的な施策を考えていきたいと思っております。

地域住民の皆様や、あるいは市民の皆様にとって望ましい公共施設のあり方という考え方が必要ではないかと思っておりますので、その辺の考え方を踏まえまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） それとあと、私が一般質問でもこういうふうに取り上げて、この運営費の削減で無駄だ

と思うのも、今私が調べてきました。そして、私が提案してるのも、休日急患診療所運営費が2,619万8,000円、この急患診療所も僕は廃止してほしいと何回も提案しております。この必要性はもう全くないんですよ。それをなぜ固守しなきゃいけないかと、その理由をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 休日急患診療所につきましては、日曜日を中心とした休日の診療を行っていただいているものでございます。

市内には東大和病院の二次救急を担っていただける病院はございますけれども、土曜日の診療は各先生方においても診療を実施していただいている状況はございますけれども、日曜日等につきましては、その辺が大変薄いということから、市民の皆様におかれましても利用されているというふうと考えているところでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） 部長の答弁、答弁になってないですよ。小児科が休日出勤の東大和の診療所が、小児科も休日診療開設する時代になってるんですよ。そういうところを東大和の診療所の中でも休日診療所がもう4カ所ですよ、私が提案してからふえたのが、小児科もふえてます。なぜ休日診療所が必要なのかということの答弁になってないですよ。この休日診療所の所信の答弁は、これ東京都の医療計画の中にもちゃんとうたわれてますよ。目的がちゃんと書いてありますから、ちょっと部長、聞いてみてください。

初期救急医療体制は市町村が整備することとされておりますと。診療所の医師による当番制は休日、夜間、緊急のセンターを設置を通じて、住民に身近な緊急医療体制を確保しますと。これが東大和としては、二次救急ができたんで、365日、二次救急は24時間、救急入院が可能な病床を確保する。休日、全夜間診療所事業を実施していいですよということで、二次医療というのが発生してるんですから、もう二次医療で休日診療所の急患の診療所は必要ないんですよ。診療所がもう開設してるんですから、休日診療で。

それで、行政が休日を土曜日もとか、そんなことの言いわけなんです、それ。もう休日、土日を一般の診療所が小児科だって、あるいは内科科だって、外科科だって、みんな東大和が休日診療所は全部あいてるんですよ。なぜ東大和市だけが休日診療所を2,600万円もかけて運営しなきゃならないかっていうの。だから、私が廃止を、できたときから廃止しなきゃいけないと、こういう運営事業費について、市長さん、どう考えますか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうから、記載の部分をお読みいただいたわけですけども、そこにも記載がありますように、一次の診療につきましては市町村の業務ということになっております。そういったとこで、入院等の必要になるような病院の場合は二次救急ということで、そういった体制を東大和病院さん等でとられていただいているところではございますけれども、そういった意味で、一次診療を行う市町村の役割としてこの休日急患診療所ということで市としては設置をしているということでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） 私は、今の話を聞いてて、市民はどう思うかですよ。市長答弁の、皆さんの答弁は、東大和市で診療所が休日急患の、土日の開設する診療所がこんなに大きくなって、小児科もでき、内科もでき、外科もでき、そういう診療所が東大和にオープンされてるのに、こういう休日診療所の運営については東大和だけなんです、残ってるのは、こういう運営の仕方は。ですから、私は改善してほしいということを要望しておきます。

そしてもう一つ大事なことは、東大和市で私は非常にもったいないというのは、昭和病院企業団の負担金、これを8,717万9,000円、この負担金を東大和市が医療環境、そして地域の環境から照らし合わせて、この東京都が定める医療圏の範囲内で東大和が行動すれば、東大和市も、武蔵村山に先越されちゃいましたけれど、東大

和市が脱退することによって8,717万9,000円何がしが運営企業の負担金が減るわけですから、こういう負担金もなくすっていうことについての努力は、やはり市長初め、幹部がこういうのを英断を下さない、私はちまちましたいろんな提案で小さな問題を、ちまちまと表現しましたけれど、数多くやるより、私は今提案したこういう何千万の提案は、やはり市長部局がしっかりと指導を出して、それで担当部課長にこの中身はどうなんだということを僕は検討させるべきだと思うんですが、どうですか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありましたとおり、武蔵村山市が脱退をされた関係で、平成29年度から分賦金の計算式等が変わってきてございます。当市におきましては、北多摩西部の保健医療圏域であるということから、圏域内の市町村から200万円程度減額となっております。人口割等も廃止をされてございます。そういったことで、28年度から29年度にかけましては分賦金が下がっているというところもございます。

また、市民の利用状況等も見えますと、特に入院患者の傾向でございますが、平成26年度が延べ人数でございますけど、約4,700人から28年度は6,200人強ということで増加傾向にありまして、三次救急を負担をいただいております公立昭和病院につきましては、高度専門救急期の医療ということで市民の利用も大変多くなってきているのかなというふうには認識してるところでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） そういう問題は、病院の、市民がかかる人は全国どこへ行ってもかかるわけですから、昭和病院に限らず、私は東大和が昭和病院の企業団に参加して、このお金が8,700万からのお金を企業団に負担をしてるというお金の使い道で、それは市民利用することと別に切り離して、財源を東大和市が昭和病院にかかわり合いを持つ必要性のあるのかなのかということで、私は東京都の医療計画でも、皆さんこういうふうに言われてますよ。この圏域は、構成する5市、そこへ小金井市と東大和市、ムサシヤマト市で組織する公立病院があるというふうに言われて、ここの病院は病院数は41施設あって、病床数は8,700と、人口10万当たり病床数は1,195.5床、東京都全域を上回っていると、こんなすばらしい環境ができてるんですよ、ここの区域は。

そして、北多摩の私たちが住む医療圏、ここにはまだまだ病床数が変えなきゃいけないということで、ここは北多摩西部医療圏に属する病院はまだまだそういう施設が不足していると。ここでは昭和病院と匹敵する病院は立川の災害病院が国立病院であるということで、そこが中心となった。この北多摩西部医療圏の中心病院であると。ですから、その中心病院から見て、東大和の置かれてる環境は医療体制で北多摩西部医療圏の中になくても、そこは100万都市だと。ですから、人口も多いし、施設も東京都全体の水準を上回っていると。しかし、西部医療圏はまだまだそれに追いつく努力の姿勢が必要だというふうに言われてるんです。

ですから、そういうことを鑑み、私はここで財源を生み出すということで、私はこういう幾つかの例を挙げて、この負担金、あるいは運営費、学校の統廃合、そういう運営費を削減する効果が僕は大だと思っただけです。皆さんのこの報告書、第四次行政改革大綱を見て、24年から28年の合計で9億2,167万ですよ。1年平均で1億8,000万なんですよ。これだけ行政改革を毎年毎年やって1億8,000万。こういう行政改革をやる中で、皆さん、今私の言った数字を理事者、もう一度見直して、これを実施するということの効果はこれからの東大和の財政難の中では、財源確保する、国や都から補助金をもらうことも必要でしょう。市民税40%の担税能力の、東大和市民の市税が40%ですから、どうしても今度は内部努力をもっともっとするというのが私は必要だということで、この提案をしました。この提案について、市長、どのように考えてますか。

○副市長（小島昇公君） いろんな御提案をいただきましてありがとうございます。

将来を見据えた中では、今までの東大和市が財政的に豊かですよとお答えができたときはないんだと思っております。先を見据えていきますと、ますます財政状況は厳しいのかなという認識をしてございますので、公共施設のあり方も面積的に20%削減というふうな基本的な考え方を人口の関係、財政の関係を推計していきますと、減らさなくちゃいけないという状況もはっきりしてございますので、何と何の施設をどういうふうに一緒の施設にするかとか、先ほどお話のございました学校の関係、昭和病院の関係等、なかなか新たなものを作ってほしいという御意見はたくさんいただくわけでございますが、そこを見直したほうがいいよという御要望というのは市民の方にお示しすると、あるものがなくなるということにつきましては異論があるところではございますが、先を見据えたときに、真に必要なものに特化するというのは避けて通れない施策だというふうには考えてございますので、それにつきましては将来に向けて総合的に検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ今の副市長の答弁を検討していただきたいと思いますしと要望しておきます。

じゃ、次に……。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（関田 貢君） では、3番の健康都市宣言についてお伺いします。

市長の答弁で、健康づくりについてということで、今回は健康カレンダーとか、健康マップを作成したと。そして、そういう情報を強化していきますというお話を聞きましたけれど、もっと具体的に、この1年間、私が提案して、この1年間、私はもう環境が整っていると、きているというふうには私は解釈してはるんですが、まだまだこういう準備がなければ、そういう到達点が見出せないのか、再度伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほど市長からも御答弁をさせていただきましたけども、機運醸成に向けて、健康づくりカレンダーですとか、今年度、特に健康ウォーキングマップ、また高齢者、今月から始まりましたけども、高齢者を対象としました元気ゆうゆうポイント事業など、こういったところを一つ一つ、一つずつ着実に積み重ねていくことが、今現段階かなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） 私はね、この東大和市の人口が、この29年1月1日現在で8万5,945人の人員が、それぞれの子供さんから始まって、この市の事業で参加をさせてもらって感じたこと、つい最近では、ロードレースを小学生の参加人員が非常に多くなったと。こういう少子高齢化の時代に向かって、そういう小学生のグループ、中学生のグループが、ああいう健康づくりのための事業、大きく言えば健康づくりになると思うんです。そういう特に小学生が参加する。あるいは文化活動の中で見ても、いろんな文化活動が東大和市では定着してきてます。そういうその文化活動も、市民団体が主幹するおどりフェスティバルとか、そういう事業も定着して、いろんな角度で文化活動を通して見ても、文化協会を中心とした波及効果がいろんな団体に、その分割的なものも広がっていく。

体育協会を中心とした体育協会の団体で、体育協会には加盟ができないんだけど、高齢化のために私たち

は健康づくりのためにスポーツを東京都の指導するスポーツに参加して、東京都事業に参加する、そういう団体が東大和市は非常に多いですよ。ですから、文化を通して、あるいは学校を通して、そういう体育協会や文化協会、あるいは学校教育を通してですね、そういう広く市民に行き渡って、そして私が提案してる、ゆうゆう体操が先ほど部長がポイント制がことしから始まるというお話を聞きました。

こういう事業も、そういう今までそういう介護予防から筋肉トレーニングからスタート、部屋から始まった事業が、こんな広く、スポーツの事業みたいに間違えられるほど、介護予防のその指導員がふえてきたと。そのおかげでこの東大和ゆうゆうマップを見ても、この18会場に広がって、各指導者がこのように活動されてみると、こういう環境づくりも、私は東大和市では元気な人はスポーツ、あるいは文化活動に参加するのは当たり前。それで、一定の勉強も義務教育だからやってきたと。その団体以外に東大和で僕が今までいろんな団体を見て回ってみますと、こういうゆうゆう体操っていうのが、非常に東大和は誇れる事業だと。健康でこれ東京都で応募したものを、この東大和のゆうゆう体操、こういう介護制度から始まったゆうゆう体操の、この体操のテープとか、この冊子が発表されて、順番の載ってます。こういう事業なんかは、もうこれ以上の事業ないですよ。

ですから、まだこの検討するというのが、私はこの問題取り上げて、残念なのは、隣の国体が開かれたときにですよ、これ他市の例言って、武蔵村山が、私は健康都市宣言をこれ掲げて、武蔵村山は国体を記念して、スポーツ都市宣言を宣言したんですよ。うちは何年かかったら、こういう、これだけの環境条件が整って、今まで、家から、閉じこもりの人がこういう地域の公園に出て、ゆうゆう体操をするという、初めての僕が参加してる団体、僕も聞いて、あなた初めてですねと。近くだから歩いてこられますと。車椅子を押してこられますと。ですから、皆さんとこういうふうに合わせて体操する、この空気、コミュニケーションがとれる、お話ができるからということで出てくる。そういう人たちが中央でスポーツを、あるいは文化活動をできない。そういう人たちも地域に帰って、市長が「東大和市は健康都市宣言」というアドバルーンの下に、いろんなそれぞれの活動が介護を通して、介護予防を通して、ゆうゆう体操を通して、私は元気になるんだという旗印を、もう私は時間をかける必要のない問題だと思ってます。その辺、市長、どのように考えてるんですかね。

○福祉部長（田口茂夫君） 議員のほうから、元気ゆうゆう体操の取り組みに対する御評価をいただきまして、まことにありがとうございます。担当部といたしましても、大変うれしいところでございます。

今議員からお話がありましたように、当然体育協会、文化協会それぞれの団体の中で、そこに所属するそれぞれのグループといますか、連盟といますか、そういったところで活動されているということも承知はしてございます。

また、今お話がありました子供たちの野球ですとか、サッカーですとかというところのスポーツも盛んになってきているということは承知をしております。

しかしながら、やはりそれぞれが一つずつが、活動は活発になってきておりますけど、横のつながりという意味で、やはりなかなかそこはまだ難しいのかなというふうに思っております。健康づくり推進会議、健康のつどいを実施していただいている団体の中に、医師会ですとか歯科医師会を初めとして、商工会、農業協同組合、体育協会、老人クラブ連合会、自治会の方々等の委員の選出によって構成されておりますけども、こういったところの横のつながりをさらに強固にしていく必要が现阶段ではあるのかなというふうに思っております。それぞれ個々の活動は活発化されてきているということは認識しておりますけども、これをもう一段スキルアップを図る必要性があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） 私はね、今のこの東大和の健康の環境ね、医療についてもそうですよ。東大和病院の医療があれだけ大きくなったと。最初のこの東大和に日立の診療所からスタートした医療が、今度は東大和病院は市民病院みたいな存在ですよ。そして、1,000人を超える従業員を抱え込む大きな病院になってます。

そういう病院を中心とした東大和市の新しいまちづくりの中で、健康都市宣言っていうのは、病院も含めた地域診療所、あるいはうちが東大和市は、休日診療所の僕は廃止論者だけど、診療所の皆さんが土日、開業してくださる診療所も多くなって、私が提案したときには1件しかなかったですよ、外科医が。それが3件、もう4件ふえてるんですよ。そういう認識も、23区内はもうとっくに実施してるんですよ。

そういうことで私もこの医療改革の、この違いとか、あるいは健康問題について、いろんな先生のとこの講話に参加させて聞いてきました。ですから、こういう個々の健康問題について言えば、私は胃がんの問題で大変市民が苦しんだとって、私が胃がん問題を取り上げたときは、40歳で1回受ければ良いというような時代だった。今は35歳ということで、35歳で1回ね、胃がん検診を受けてくださいっていう時代になったと。こういう時代の早さ、医療の進む早さが、行政がスピード感がなさ過ぎるんじゃないですか。

こういう健康問題は市がアドバルーンを上げて、この旗印に集まれというのが号令で、そこへ皆さんが手挙げて参加して寄ってくる。今財政難でお金がない、お金がない。最小限のお金で皆さんの市民の協力いただく。ですから、介護予防リーダーの皆さんは無報酬で指導者になって、地域に18カ所もの広げていただいて、相当数の人が毎日どこかで会場でゆうゆう体操が開催されているというふうになったのも、それをあと皆さん、その指導者には人件費を払っているわけじゃないわけですよ。

ですから、そういうことでは市が皆さんに向かって御苦労さんと言う立場が、体育協会や文化協会でも同じ。あるいはスポーツ団体に行っても、皆さんにそういうことで呼ばれば、関係者は御苦労さんというふうに挨拶はあるでしょう。しかし、そういう介護で集まった人たちに、行政のトップが地域の皆さんとこへ、皆さん、よく頑張っているね、そういうことが、声が届くということも私は必要だと思うんですよ。そういう心を届けるっていうことは、市がアドバルーンを上げるっていうことなんですよ。

そういう声を全部の市民に、市民団体、あるいはそういう小さな団体まで声をかけろと。忙しくてとても市長を初め関係者は、忙しくて回って歩けない。だからこそ、一つのアドバルーンを上げて、それが、この市にとって私は必要なゆうゆう体操が日本全国に広まる、一番観光行政の目玉になる。そういうような事業をもっともって広めていく必要は私はあると思うんです。その辺、どうお考えですか。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のお話にありましてとおり、日々の活動を実践をいただくとともに、そういった発表の場というのも年に何回かは必要なのかなというふうには思っております。市長におかれましても、元気ゆうゆう体操、イベント等で行う際には、介護予防リーダーの方々にもお声がけをいただきまして、実践をしていただいた方の励みにもなっているというふうには認識しておりますけれども、そういったところで一つ一つを取り組みながら、横のつながりをより強固にしていきたいというふうに今現段階では考えているところでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） じゃ、最後にですね、東大和の健康都市宣言の実施ということで、お伺いしております。

今の話を聞くと、この話の実現によっては、まだまだ時間がかかるのか。これはやる気になれば、もうこと

しは時間がないですが、我々任期中、来年ですよ、そういう任期中にぜひとも健康都市宣言の実施をお願いしたいと思います、その辺、市長、実施を要望したいと、実施していただきたいと私は思ってるんですが、どうですか。

○副市長（小島昇公君） 「日本一子育てしやすいまちづくり」というのを大きな柱に掲げてございますが、同様に、健康寿命の延伸というのを、やっぱり東大和に住んで活躍をされた方が、お年を召して高齢者になったと。住みなれたまちで、幸せに過ごしていただきたいという施策を推進してございます。そういった意味で、健康都市宣言の必要性については十分認識してございます。今御要望のございました、来年度中にとということについては、来年度中ですよと、お答えをするまでには至りませんが、一番いい時期をいろいろ検討して、前向きに進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 私はね、この健康問題というのは、流行語にもなる、昔は、昔っていうか、心の健康の問題を取り上げる前は、この健康寿命と言っていないですよ。平均寿命だったんですよ。今は皆さんどうですか、健康寿命、健康寿命って皆さんも一般に使うようになった。この使うようになったっていうのは、この四、五年ですよ。そんな古くないんですよ。皆さんが健康を立ち上げて、ゆうゆう体操を掲げたときは、まだ平均寿命だったですよ。それで大淵さんに、私も講習会か何回かいろんな大会へ呼ばれて、国分寺の大会、東村山の大会行ったときには、平均寿命から、これからは健康寿命なんだと。健康寿命とはどういうことなんだというお話を聞かせていただいて、私はこういう健康寿命というスピード感を持った、平均寿命から健康寿命というスピード感を持った行政運営をぜひしていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、関田貢議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（押本 修君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、1、社会教育とまちづくりについて伺います。

当市では、市民の学習や活動の場として、公民館や郷土博物館などの社会教育施設が活用され、また旧日立航空機変電所の市文化財指定には、市民の力が大きく働いたと聞いています。縦割りで管理されている施設もまちを形づくるものとして、福祉面や市長が力を入れている観光面でも注目され、活用には横断的な視点がますます必要になっています。

第四次基本計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、市民文化の振興とまちづくりは切り離せないものとなっています。

そこで、さらにこの取り組みが進むよう、質問させていただきます。

1つ目は、具体的な場所として、（仮称）東大和郷土美術園についてお尋ねします。

本年春に国の登録有形文化財に指定されました。春と秋の特別公開は日数も長くなり、訪れる人もふえているかと思えます。私は昨年、第2回定例議会において、郷土美術園についてお尋ねしましたが、その後の取り組みについて2点、改めて伺いたいと思っております。

ア、国の登録有形文化財に指定されたが今後取り組む課題は。

イ、郷土美術園の将来像は。

続いて②人材や活動場所など、社会教育を生かした福祉や観光のまちづくりについて伺います。

郷土美術園に限らず、市内のさまざまな社会教育施設を生かして、居場所や観光地などとして活用することについて伺います。

また、施設などの場所だけではなく、公民館などでの企画や講座などで力をつけた市民の方々の力を発揮する機会をどう確保していくのでしょうか、お尋ねします。

次に、2、子ども・子育て支援について伺います。

先月11月30日までに子ども・子育て支援事業計画の中間見直しのためのパブリックコメントを募集していました。

そこで、①子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）のパブリックコメントについて、その結果と今後の対応について伺います。

また、これまでも私は機会を捉えて、あらゆる施策に子供の視点を持って取り組むことを要望してまいりました。当市の子ども・子育て支援において、教育、保育の量の確保の充実は確実に成果を上げているところですが、さまざまな保育形態の施設ができていの中で、子供たちへの対応など、市全体としてどのような方針で取り組むのかが見えません。今回は質の確保の点に絞って、②子供を中心に据えた施策を実現するための取り組みについてとして、伺いたいと思います。

そして③子ども宣言や子ども条例の策定について伺います。

2014年7月に、私は所属団体東大和生活者ネットワークとともに要望書を提出させていただきました。日本一子育てしやすいまちを目指すには、子供にとって安心して幸せに暮らせるようであれば、保護者など大人にとって都合のよいものになりかねません。また、そのしわ寄せは子供へと行ってしまいます。子育て中の方のみならず、子供に接する全ての大人が、子供の権利を尊重する社会をつくっていくことが、保育の質の確保にもつながります。

そこで、子ども宣言や子ども条例の策定に向けての検討状況などを伺います。

次に、3点目として、自転車等駐車場整備について伺います。

市内自転車等駐車場、いわゆる駐輪場が5駅前全てで有料化されました。有料化して間もないですが、多くの御意見を私のほうでもいただいているところです。

そこで、①有料化後の利用状況と課題について伺います。

ア、定期利用と一時利用のそれぞれの課題について。

イ、有料化に関しての事前の周知について。

また、②として、不足している状況をどう捉えて、今後解消していくのか伺います。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。御答弁を踏まえまして、再質問については自席にて行います。よろしく願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、（仮称）東大和郷土美術園についてであります。旧吉岡家住宅主屋兼アトリエ、蔵、長屋門、中門の4件が平成29年5月2日付で国の登録有形文化財に指定されました。市では、初めて

の登録を記念して、特別公開を実施し、その式典には多くの方々に御出席いただきました。地域の貴重な建造物としまして、引き続き市の内外へのPRに努めてまいりたいと考えております。

今後の課題や将来像など詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、社会教育を生かしたまちづくりについてであります。市民や市民団体が郷土博物館や公民館などにおいて、さまざまな講座を受講し、社会教育活動に取り組んでいることは認識しております。これらの活動が社会教育活動の枠を超え、福祉や観光の分野まで広がり、発展することで、市民の皆様との協働によるまちづくりが、より一層推進できることになると考えております。

次に、子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）のパブリックコメントについてであります。当市の子ども・子育て支援事業計画につきましては、計画策定時の数値等と大きく乖離したり、計画策定後に対象となった事業に関しまして、計画の中間年に当たる平成29年度中に中間見直しを行い、平成29年11月1日から30日まで、素案のパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの実施結果につきましては、1人の市民の方から5件の御意見をいただきました。提出されました御意見の概要や御意見に対する市の考え方等につきましては、平成30年1月末までに市公式ホームページで公表を行う予定としております。

次に、子供を中心に据えた施策の取り組みについてであります。子供たちにとって良好な生育環境を整備し、若い世代の方々が子供を産み育てることに希望を持てるよう、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指して、子育て施策、支援施策を引き続き着実に推進していくことが必要であると考えております。

次に、子ども宣言や子ども条例の策定についてであります。子ども宣言につきましては、未来の子供のあり方の実現に向けて、子供の立場からの宣言と大人の立場からの宣言を含めた青少年の健全育成の指針であると認識しております。

また、子ども条例につきましては、子供の権利を尊重し、子供の幸せと健やかな成長を第一に考え、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことなどを目的としているものと認識しております。

他市の状況を把握し、宣言及び条例のあり方等、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、自転車等駐車場の有料化による定期利用と一時利用の課題についてであります。平成29年8月から東大和市駅、10月から武蔵大和駅、11月からは多摩都市モノレール3駅周辺について、市が管理しておりました全ての自転車等駐車場を民設民営による再整備を行い、有料化を実施しております。現在のところ、定期利用台数や一時利用台数の不足が発生している箇所があり、これらの箇所の収容台数を確保する必要があると考えております。

次に、有料化に関しての事前の周知についてであります。市報やホームページでお知らせするとともに、現地の各自転車等駐車場への掲示やチラシの配布を行い、有料化の周知を図ったものであります。

次に、不足している状況の解消についてであります。定期利用台数や一時利用台数が不足している箇所につきましては、収容台数の確保が必要であると認識しているところであります。現在定期利用台数と一時利用台数の確保等に向けて、鉄道事業者への改善の要請を行うとともに、運営事業者であります公益財団法人自転車駐車場整備センターと協議を進めているところであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 初めに、国の登録有形文化財となりました（仮称）東大和郷土美術館の今後の課題につきまして、御説明をいたします。

現在は国の登録有形文化財に指定されたこともあり、一層積極的なPRに努めているところであります。今後の課題としましては、短期的には年2回、春秋の特別公開及び郷土博物館での企画展示などを通して、吉岡堅二画伯と郷土美術園という地域の財産を広く知ってもらうための活動の検討と、今後の郷土美術園をどのように保存、活用していくのかという方向性を見出すことであると認識しております。

また、長期的には郷土美術園を運営するための基本計画の決定、法的な手続の確認、建物等の調査、修繕などが課題であると考えております。

次に、(仮称)東大和郷土美術園の将来像についてであります。平成6年8月に有識者を含んだ検討委員会から、(仮称)東大和郷土美術園の設立についての提言が提出されており、その趣旨を尊重しながら、現在に至っております。その提言には、名称、土地、施設、組織、事業の運営等について詳細に記述されておりますが、提言を受けてから20年以上が経過しているため、一部において見直しが必要であると認識しております。

また、文化財専門委員会の方々には、郷土美術園を現地視察していただいております。できる限り内部改造などは行わず、現在の景観を損なわないよう整備してほしいという御意見をいただいております。そのため現在行っております吉岡画伯の住居内の現存物調査の終了のめどが立ちましたら、改めて文化財専門委員会の方々の御意見を伺いながら、整備に向けた検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を順次させていただきます。

まず、1点目の郷土美術園についてお伺いします。

この郷土美術園、登録有形文化財に指定されて、その登録有形文化財、どんなものか私もこのホームページから少し御案内というのを取り出してみました。この文化庁が出しています登録有形文化財建造物制度の御案内には、登録有形文化財は、まちづくりや観光などに積極的に活用されることを期待するとありました。当市においても、この郷土美術園をまちづくりや観光などに積極的に活用してほしいと考えて、今回質問させていただきました。

まず、この国の登録有形文化財に指定されましたけれども、このことで訪れる方も私はかなりふえたのではないかなというふうに感じているところです。現在特別公開、春と秋に続けて行われてきておりますけれども、その来場者についてお伺いしたいと思います。

この秋のイベントでは、最後の日はとても大雨だった中で、たくさんの方が集まったというふう聞いております。東京都のガイドブックなどにも、このイベントなどが記載されていたので、市外からの来場者の方もふえていると思いますけれども、来場者の直近の推移など教えていただきたいと思っております。

また、その中でももしわかりましたら、市外からの方がどのくらいの割合いるのか教えてください。

○社会教育課長(佐伯芳幸君) (仮称)東大和郷土美術園の公開の来場者数の推移ということで、過去3年にわたって御報告させていただきます。

平成27年度春が230人、秋が420人、この年度は650人です。平成28年度、春の公開では205人、秋の公開は170人、合わせまして375人です。平成29年度の春の特別公開は、今までよりも公開日数を2日間から6日間に延ばしたこともございますが、春は892人、秋は3日間で502人、合わせまして1,394人の方に御来園をいただきました。

また、お話にありました市内、市外の割合でございますが、正しい数値は把握してないんですが、毎年会場

内でアンケートをとりまして、その中に集約した割合で申し上げますと、秋のときには約100名の方からアンケートをいただきまして、市内の方が約6割、市外の方は約4割という記録が残っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 市外の方からも私もとても遠くのほうから来ていただいた方などともお話しさせていただきましたけれども、そういった方もふえているということで、また来場者数、かなり今年度ふえたということで、やはり関心も高くなっているのかなというふうに感じているところです。

この登録有形文化財に指定されますと、この案内の中にも耐震補強やバリアフリー化などの建物の修理補助事業ですとか、あとは地域活性化事業というようなことが示されているんですけども、そういった登録有形文化財に指定されることで受けられる制度などがありましたら、詳細を教えてください。

○社会教育課長(佐伯芳幸君) ただいま御質問ございました登録有形文化財の建造物の制度ということで御説明いたします。

一つは修理の補助に関しましては、これは登録有形文化財建造物修理補助事業として、地域の歴史的建造物を生かしたまちづくりのために、登録有形文化財建造物を保存、修理をする場合には、設計監理費の一部、2分の1を補助する制度がございます。

2つ目に、地域活性化の事業の補助として、登録有形文化財建造物を活用した地域活性化事業、こちらはこの建造物を公開活用して、地域活性化を促進するために、保存活用計画の策定や設備、整備、耐震対策を行う場合、その事業費の一部、2分の1を補助する制度がございます。

このほかには国・文化庁のほうから指導等を相談、管理や修理に関する技術的な指導などを受けることができるということもございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 建物もかなり古い建物ですので、やはり多くの人を呼ぶには、それなりの整備も必要になってくると思います。市独自ではなかなか負担も大ききなところだと思いますけれども、こういった制度を積極的に活用していただきたいと思いますけれども、この制度などを活用していく予定というか、どのようなふうにも活用していくのか、市のお考えをお聞かせください。

○社会教育部長(小俣 学君) 今回、国の登録有形文化財になりましたことで、国のほうの支援、今課長が言いましたけれども、補助と、あと指導等が受けられるような状況になりました。これまでも国の、例えば地方創生加速化交付金のような国の交付金を活用して、美術園の修繕ですね、させていただいてきております。今後、このような補助制度があるわけですから積極的に活用したいと思っておりますけれども、まだ詳細はやりとりはしてございません。今後まだまだ修繕や改修したいところございますので、そういう場合には、国のほうと連絡をとらせていただきながら、活用させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) それから、市外から訪れる方もふえてきたということで、やはりどこにその郷土美術園があるのかということ、私はもうちょっといろんな方にわかっていただくような地図ですとか、そういったものを設置してほしいなということを前回の質問のときにも、ちょっとお話しさせていただいたんですが、例えば武蔵大和の駅におり立っても、どちらに行けばいいのかというのがわかるような地図ですとか、あとはちよこバスのバス停ですか、あそこに郷土美術園前というものが表示はされてるんですけど、じゃそこでおりてどちらに進めばいいのかというのがわかるような看板などを設置してはいかかというふうに思いますけれども

も、その点についてお伺いします。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 武蔵大和駅からの郷土美術園までの御案内ということで、非常にわかりにくいという御指摘かと思いますが、一応この春や秋の特別公開の期間中につきましましては、武蔵大和駅前から（仮称）東大和郷土美術園までは、一応立て看板をルートに設定いたしまして、それを見ていただきながら誘導できるように順路案内に努めております。

また、ちょこバス停の停留所のことでございますが、清水観音堂に括弧して郷土美術園ということで書いております。こちらの付近におりた前には、ちょっとそういう看板は設置しておりませんので、こちらについては今後の公開に向けては対応していきたいというふうに思っております。

また、ちょこバスには、いつもこの特別公開の期間に合わせまして、中吊りの広告を掲示するとともに、利用者の方にはPRに努めているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） いろいろやれる方法はあると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

少し先にいきまして、郷土美術園の将来像はというところでお伺いしたいと思います。

市外からの来場者もふえて、現在は現物の調査ですか、そういったことを中心にやられていると思いますけれども、その主屋の生活文化財の調査なども進められていると思いますけれども、前回質問させていただいたときには、そういったものをデータベース化するのに何年かかかるというような御答弁もいただいています。その後、そのデータベース化が済んでから専門家の意見を聞きながら整備を進めていくというふうに、御答弁、前回はいただいていますけれども、現在どのような状況なのか、もう少し詳しく教えてください。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 前回、御質問をいただきました後の経過でございますが、その間に今も現有調査は引き続き行っておりまして、その間に登録有形文化財の登録の指定を受けたということもございまして、まだちょっと何年ということまでははっきり申し上げられないんですが、引き続き現有調査をしているというのが実態でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） せっかく指定をされたことで、市民の方の関心も出てきているところなので、もう少しスピードを持ってあそこの整備が進まないかなというふうに私は思います。展示室をつくったり、資料館をつくったり、あとはお茶を飲めるような場所をつくったりっていうことができないのかなというふうには考えるんですけども、特にあそこの中で蔵の活用についてちょっとお伺いしたいんですけども、あそこですてきな蔵がありまして、吉岡画伯も文書を残してまして、そのことについて構想をお持ちだったようなんですが、整備をしていく中で、あの蔵を例えば絵の展示室にしたりとか、あとお茶を飲めるようなカフェにするなどしたらどうかというような声が、私のほうにも市民の方からいただいていることなんですが、そのようなことを検討などしていったらどうかということなんですが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 美術園の蔵に関しての御質問ですけれども、この間の秋の公開では、蔵の中を開放しまして、私も中に入って、当時の様子っていいですか、そういうものを中で見ました。その部分については、活用については、どういう内容で進めていくのかっていうのは、まだ決まっておられません。今後の検討にはなってくると思いますけども、あそこの場所で絵を保管するというのは、温度や湿度の関係ではちょっと難しいのかなと、今現在ではそんな状況でございますけども、活用については、どういうことができるのか、そういう内容についても、今後文化財の専門委員会議の皆様のお話を伺いながら、決めてまいりたいなど

いうふうには思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君)　すぐに整備に取りかかるということは難しいと思いますし、また費用もかなりかかると思いますので、すぐに取りかかるというのは、私も難しいかなとは思いますが、例えばあそこをどんなふうにしようというような夢を描くということでもいいと思いますけれども、関心のある方をふやすという意味でも、例えばワークショップなどを開催して、市民参加でこうここがどんなふうになったらいいねというような話し合える場などができたらいいのかなというふうには思います。

先ほど文化財専門委員の方々に相談してというお話をいただきましたけれども、この郷土美術園にかかわっている団体といますか、幾つかの団体の方がこう案内をしたりとか、あとは観光の関係の方とかも関心がある方たくさんいると思いますけれども、かかわっている団体、どんな団体があるか教えてください。

○社会教育課長(佐伯芳幸君)　こちらの郷土美術園の公開日に合わせまして、文化財ボランティアの方々が現在15人の方に活動していただいております。主な活動内容につきましては、来園者の方々に対して、建物の解説を随時行っております。こちらのボランティアの皆さんは、非常に志が高く、事前にガイドブックを準備し、内容につきまして確認するとともに、来園者の方にはわかりやすく丁寧に対応していただいております。

また、毎回終了後ですね、その日の来園者の方からの質問やいろいろなこの意見等を皆さんとともに情報を共有するとともに、さらに翌日の建物の解説の内容を、さらに充実させていくというように取り組んでおります。また、来園者の皆様からのアンケートでは、大変好評だということで承っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君)　そういった文化財ボランティアの活動ですとか、また文化財専門委員の方ですか、いろいろな方、あとは非常に関心を持っている市民の方も大勢いると思いますので、そういった方が集まって、この整備どのようにしていくかっていうことが話し合えるような場を私はつくっていただきたいなというふうに思っています。

すぐに整備に取りかかれなくても、そういう関心を持つ方をふやすということで、前回もお尋ねしましたけれども、今回、図録ですか、画伯の図録ですとか、ポストカードの作成なども行っていると思います。そういったものもなかなか市民の方に、つくってあるんだよというふうには伝えているんですが、目にする機会が少なくて、宣伝をもっとしたらどうかなというふうに思っています。作成するってことだけじゃなくて、それをしっかり市民に届ける必要があると思いますけれども、そのあたりについてはどのように取り組まれているのかお伺いします。

○社会教育課長(佐伯芳幸君)　吉岡堅二画伯を広くPRするというので、今お話のありました図録やポストカード、新たに10月1日から発売を開始しております。こちらにつきましては、市報やホームページ等を通じてPRさせていただくとともに、今郷土博物館と社会教育課の窓口でも置いて、皆さんに販売という形で、提供することができる環境が整っております。

あとはこのほかに、昨年つくりましたが、吉岡堅二先生誕生110周年の記念切手のシートのほうもあわせて販売している状況でございます。

以上でございます。

○社会教育部長(小俣 学君)　今議員のほうからは、PRが足りないんじゃないかと、そういうお話でもございました。

私どもがどうしても、できるところからって考えますと、市報やホームページ、公共施設っていうふうにはなりません。そのほか、特別公開のときにも販売とかしてはありますが、そのほか昨年つくりました切手などは産業祭やほかのところでも、積極的に売り出すようには、販売するようにはしてきてございます。

今後も、さまざまところで販売ができるように、よく中で郷土博物館の職員とも話をし、たくさんの方に買っていただけるように努めたいと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) やはり目に触れる場所にあると関心も高まると思いますので、ぜひ工夫をしていただきたいと思います。

この郷土美術館につきましては、第四次基本計画の中に市民文化の振興の基本方針というところで、郷土美術館の整備を図りますという記載がありました。実施計画には現在のところ、まだ記載がないわけですが、この第四次基本計画、市の第四次基本計画、33年度までの計画になっています。その中でどこまでの整備を進めようとしているのか、お伺いします。

○社会教育部長(小俣 学君) 第四次基本計画の中の記載の件でございますけれども、こちらについては、私どものほうも、平成33年度までの計画という中で、郷土美術館の整備を図りますというように記載をしていることは承知をしております。ただ、先ほど教育長答弁からございましたように、平成6年の提言につきましては20年以上たっておりますので、内容の見直しが必要な状況でございます。

先ほどの答弁と重複する部分はございますけれども、この基本計画に沿うように、私どもがまずしなければいけないのは、まず整備のための計画とか、運営するための基本方針、こういうものをまず策定しないと、前に進むことができないかなというふうに思っておりますので、現在行っております調査終わりましたら、文化財専門委員の方々に意見を聞きながら、検討のほうを進めたいということで、現状は考えているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) せっかく関心が高まっている中で、もう少し加速をして進めていただけたら、本当にあそこ場所は市外の方からも評価していただける場所だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、次の②のほうに移らせていただきます。

この郷土美術館の場所もそうなんですけれども、この東大和市の中で、私は社会教育に関する施設もそうですし、あとは壇上でも申し上げましたけれども、社会教育施設で公民館ですとか、そういったところでいろいろ学ばれた方を活用していくということがもう少し進めば、このまちはすごくよくなるのではないかなというふうに思っています。社会教育は社会教育の場で終わりになるのではなくて、そこと観光の視点ですとか、福祉の視点ですとか、いろいろなところに連携をとっていけば、まちがもっと活性化するのではないかなというふうに考えて、②の質問をさせていただきたいと思っております。

そのことについては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の中にも記載がされてまして、具体的に私がこれだなというふうには当てはまるなと思ったのは、その総合戦略の施策の中で、東大和市のサポーターをつくり育てるという基本目標が記載されてます。その中で、特に東大和市への観光客をふやすという施策がありまして、それに関連する施策として社会教育と産業振興が隣り合わせで並んでいるんですね。東大和市の場合、その社会教育の施設ですとか、そういったものをもっと観光と産業振興と結びつけば、市外からの方も呼べる

のではないかというふうなことだと思います。具体的にはプラネタリウムですとか、郷土美術園なども活用して、そこと産業振興が結びつくようになれば、市外の方から観光で訪れてくださる方もふえるのではないかというふうに思います。

そういったことを進める中で、一つちょっと確認をしておきたいんですけども、以前質問をした中で、社会教育のほうでつくりました、多摩湖畔に水の精の像ですか、あれをつくったときに、これは観光の目玉にしていったらどうかというようなことをお伺いしたときに、あれはあくまでも記念のもので、観光のためではないというような御答弁をいただきました。そこで、あ、社会教育は社会教育、観光は観光って別に考えているのかなというふうに私は感じたんですけども、そういった考えは現在ほどのように、現在もそのように思っているのかどうか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま多摩湖に設置をしました水の精像の記念碑についてでございますけども、こちらについては平成26年3月に設置をいたしました。その後は、多摩湖駅伝でのイベントや一般市民ランナーが走っている際に、そういう像を見ていただいている姿というのは拝見しております。その活用については、これまでも課題とは認識しております。

私どもとしますと、やはり水の精像については、東大和市を市外の方にも知っていただく魅力の一つであるというふうに認識をしておりますので、この水の精像の活用については、ほかの部署とも連携をして活用していきたいという考え方は持っております。

ですので、今後も、庁内で例えばウォーキングをする際に、そこをポイントにさせていただくとか、そういう状況では活用が図れると思いますし、そのほかにもあると思いますけども、関係部署並びに庁内にそういう活用していただけないかという働きかけは、今後してまいりたいとは思っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 今お伺いいただいて、私もそのように進んでいってほしいなというふうに、状況も随分変わってきたのかなというも感じているところです。昨年トレジャーハンティングっていうのを市内でやられたりとか、あとスイーツウォーキングなどでも、その郷土美術園のところがポイントになっていたということで、連携がとれてきて、そういう方向に進んでいるのかなっていうのは感じているところです。

その中で、観光で訪れた人がいらっしゃった中で、私はここでまち・ひと・しごと創生総合戦略では、そういうことで交流人口の増大につなげるっていう記載があったんですけども、そのことと、観光というふうに考えると、私なんかは何か食べ物を食べてもらったりとか、お土産を買ってもらったりということで、市に経済効果っていうのを期待するのではないかなというふうに思うんですけども、そのことが例えば郷土博物館や多摩湖に訪れた方と、産業振興をつなげるっていうところで、これはちょっと産業振興のほうにお伺いしたいんですけども、どういったことを期待しているのかっていうことをお伺いしたいと思います。

○市民部副参事（宮田智雄君） ただいまの御質問の中の多摩湖等に訪れた方のにぎわいを、産業振興として観光にどうつなげていくかというところでございます。

産業振興基本計画の中で、やはり産業を活性化するに当たっては、観光をとにかく用いてにぎわいをつくっていくということですので、にぎわいのある場所につきましては、我々観光担当としても、何か事業等の一手が打てないかっていうところは常日ごろ考えているところでございます。特に店舗等につきましては、その地域によって固定した店舗としての営業ができる地域とできない地域がございますので、我々が特に取り組んでいる手法としましては、臨時出店等を考えた単発的なイベントの中で、いらっしゃっている方々に、食べ物

であったり、お土産物であったり、物品販売を行うというようなことを考えながら、にぎわいをつくっていき
たいと、そんなことは考えているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 例えば社会教育のほうでやっている多摩湖駅伝ですか、そういったときにも人がとても
たくさん訪れているんですが、そういった方にも市内のほうを見てもらったりできないのかなっていうふう
にも思いますので、そういったことで連携をしていただけたらというふうに思います。

ちょっと先にいきまして、社会教育の場所を活用するというので、もう1点お伺いしたいと思います。

郷土博物館の周辺は、私はとても自然が豊かで里山の体験などができる貴重な場というふうになっていると
いうふうに思ってます。とてもいいところだと、東大和では誇れる場所だなというふうに感じているところ
ですけども、郷土博物館で行っている観察会ですとか、あとはプラネタリウムなども、私はもっと市外の方に
アピールして、宣伝をすれば、遠くから里山体験をしたいっていうことで、人を呼べるのではないかなとい
うふうに思います。ただ、そのためにもう少し環境が整備されないとならないかなというふうに思っている
んですが、そのあたりについて御意見をお伺いしたいと思います。

○社会教育部長(小俣 学君) ただいま里山体験のお話が出ましたけども、現在、郷土博物館のほうでは里山
体験関連ですね、ちょっと事業として考えている部分はない状況ではございます。ただ、人を呼ぶという観
点で考えますと、狭山緑地を活用した事業として、ここで始めたんですけども、オオムラサキをふやしたいとい
う、博物館の事業がありまして、これことしの9月から、スタートしてるんですけども……ごめんなさい、7
月でございますけども、この事業につきましては、非常に話題性もありまして、東村山市や立川市のほうから、
他市の方からも参加をいただいている状況でございます。そういう観点で考えますと、博物館の事業には、他
市からおいでいただく、そういう力といいますかね、そういうものは持っていると思います。

お話にありましたプラネタリウムもそうですし、自然観察会なんかもそうですけど、東大和の自然を体験し
ていただくための事業というのは、非常に他市の方に来ていただくための強みといいますかね、そういうもの
になると思いますので、なかなかちょっと里山体験というと、うちの部だけじゃできないかもしれないん
ですけども、人を呼ぶそういう事業という事に関しては、今後も考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 東大和市でやっている、その社会教育というのは、もとは市民のためだとは思いますが
れども、私はすごく環境もいいですし、そのやっているようなプログラムもとてもいいものだと思いますので、
ぜひ市外の方のことも考えてやれたらなというふうに、視野を広げてやれたらなというふうに思います。

以前都心からわざわざ飛行機に乗って里山体験に行かれたっていう方のちょっと番組を見まして、東大和な
ら新宿から1時間で来られるので、手ぶらで里山体験ができるとか、炭焼きができるとかっていうこと宣伝す
れば、もっと来てくれる方もふえるのではないかなと思うのと、それにはやはり交通のことですとか、来て周
辺、特に食べるものもないし、お店もないっていうことで、そういったところはどうするんだろうっていう
環境は、やっぱりもう一步、市外の方を呼ぶのでしたら、整える必要もあるのかなというふうに思いますので、
そういったところをぜひ産業振興やほかの部署と連携をとって進めていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一方で、人材ということで考えますと、その社会教育の機関が平たく言うと公民館ですとか、
そういったところが市内の方の活躍する人をふやすということで、大きな役割を東大和は担ってきたかとい
うふうに思ってます。公民館で培った力、市民の方の力をまちの中で発揮できるような仕組みがもう一方でな

いかなというふうに考えます。

せっかく公民館でいろいろ学んだことを、じゃ東大和の市内で活動してみようかなっていったときに、やはり活動の場の確保ですとか、そういったことが大きなハードルになっているのではないかなということで、以前からも空き家の活用なども提案してきてますけども、空き家の活用に限らず、市としてどのような支援をこれまでされてきたのか、あるいはこれからどんなことができるのか、お考えをお聞かせください。

○社会教育部長（小俣 学君） 社会教育部の施設ではさまざまな講座を行っておりまして、そこで学習した人たちがグループになって、自立をしてさまざまな活動をしている状況ではございます。例えばになりますけども、28年度に講座で「福祉を学ぶ～誰でもできるボランティア～」というのを行いまして、そのグループが、本年の9月から子ども食堂を運営する会として発足をいたしまして、芝中住宅の集会所で活動されるようになったと。ここは集会所ではございましたけれども、こちらについては、このグループの方がその集会所と直接借りるお話をされて活動が始まったというふうには聞いてございます。

あと公民館で27年度から行ってます市長会の3カ年の事業でございますけども、こちらでは、3つグループがあるんですが、そのうちの一つがコミュニティスペースですね。そういう活動に進みまして、29年度、3回ですね、そのグループが地域に出て、母親と子供のためのリフレッシュカフェというイベントを実施してきてございます。

そういう意味では、社会教育の分野の活動で始まりましてけども、その枠を超えて福祉とか、それから子育て支援とか、活躍をしていると。そういうところでございます。

ただ、そのコミュニティスペースについては、ファーマーズセンターとか、あと公共施設ですね、そういうところでやってきてますけども、産業振興のほうともお話をさせていただく中で、空き店舗ということで、なかなかお話が進まず、ここは苦戦をしている状況でございます。

今後の活動になっていきますけども、そういうところで私ども職員としては、さまざまな支援をしていきたいと思っております。できる支援といたしましては、公民館では、用紙の援助、それから学習室の先行予約、そういう支援というのはこれまでもやってきておりますし、引き続きさせていただきたいと思っております。

あとは、これ全般的になりますけども、社会教育部の職員を集めまして、市民活動を支援する、そういう考え方ももっともっと職員に持ってもらいたいという思いから、今月の15日になりますけども、明星大学の先生を呼んで研修を行います。そこでは市民の活動を支援する社会教育職員としてのスキルアップっていうのをテーマにしまして、今後、市民団体等の皆さんにかかわるケースが多いものですから職員が円滑にそういう支援ができるよう、スキルアップをしていくことを目的として研修を行ってまいります。そういうことで、なかなかお金というところでは、お金とか空き店舗とか、なかなかまだまだ課題はありますけども、まず職員のスキルアップをしながら支援をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） ほかの市などを視察させていただいたときにも、まちづくり支援事業などで公募型の提案を市民の方がやって、それを市側が支援するというようなものも拝見したりしました。市長の最初の御答弁の中でも、こういった活動、公民館の活動から、こう外に出て枠を超えて広がりが出てくることで、市民と協働のまちづくりにつながっていくんじゃないかというような御答弁もいただいています。

ぜひそういった視点で、これから研修をしていただくということで、私は本当に市の雰囲気も変わってきたのかなということは感じているところですけども、市民の方もまちのために何かやろうというようなことを

考えている方、たくさんいますので、そういった方がぜひ活躍できるようなまちづくりを、社会教育だけではなくて、産業振興のほうですとか、ほかの部署と連携をとりながら、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

以上で、この1つ目の項目は終わりにしたいと思います。

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） それでは、2つ目の項目の子ども・子育て支援についてに移りたいと思います。

まず、①番の子ども・子育て支援事業計画中間見直しのパブリックコメントについては、30年、来月の1月末までにホームページで公表ということなので、そのあたりを拝見させていただきたいと思いますので、こちらのほうは次にいかせていただきたいと思います。

2番目の子供を中心に据えた政策を実現するための取り組みについてにいきたいと思います。

きのうの質問の中でも、子育て支援のことを質問されている議員の方が、共働き家庭の子育てのしやすさなどについてお話をされてる中で、御答弁の中でもお子さんにとってもというような言葉が何回も聞かれたので、随分市の方の意識も変わってきたのかなというふうに感じているところです。

壇上でも述べましたとおり、保育の質の確保についてということで、さまざまなアプローチがあるかと思いますが、私は当市で育つ子供たちの成長にとって必要な施策として、子育て支援とは言いますが、本当に子供たちの成長にとって必要なものを推し進めていっていただきたいと思います。そのときに、やはり基本となる目指すべき方向を示すものがきちりと必要だと思います。

そういった中で、国では保育所保育指針というのを定めているわけなんですけど、それがことしの3月31日に改定の通知があり、来年4月から施行というふうになるというふう聞いてます。

市では、これまで、こういった保育指針のようなものを市独自のものとして何かつくっていたかどうかというところをお聞きしたいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 今議員がおっしゃったように、市として保育に関する理念や指針については、具体的には決めてないところでございます。

ただ、保育園、幼稚園、認定こども園等につきましては、各法人全体としての理念や目標を定めていたり、各施設ごとに理念や方針、目標等を定めているというところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 当市の保育所ですとか、いろいろな子供たちに関する施設などでは、本当に職員の方、非常に努力をされていて、そちらの中でも目指す方向性など示しているということなんですけど、やはり私はこの日本一子育てしやすいまちを目指す市としては、市としてそういった保育の理念や指針をつくって、広く共有していくというか、そういうことが必要なのではないかなというふうに考えています。

そのときに世田谷区の取り組みというのをちょっと調べていく中で、いい取り組みだなと思っていて、ちょっと御紹介をしたいと思います。

世田谷区で保育の理念、保育方針というのを定めているんですけど、世田谷区保育理念というのはたくさんで

はなく3点なんです。 「すべての子どもたちは、幸せに生きる権利があります」。 「子どもにとって最初の保育者は保護者（あなた）です」。 「世田谷区（わたしたち）は一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保護者（あなた）とともに、保育を通しての福祉に努めます」という3点の理念を掲げています。 保育方針としても3つ。 「命の大切さ、生きる力をはぐくみます」。 「保護者（あなた）とともに、心豊かな子育てを目指します」。 「地域の社会資源を活かし、地域の子育て力の向上に努めます」という3点なんです。 こういった本当に簡単でわかりやすいものですが、こういったことを示していくことで、やはりこの東大和市がどういった子育て環境を用意していこうかというようなことが、保育の施設の方だけではなく、保護者の方ですとか、そういった方にも広く伝えることができると思います。

こういった、市独自の保育理念や保育方針を今後示していただきたいと思いますが、そのことについて御意見をお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、市といたしましては、市長が平成27年度から大きく、子育てしやすいまちづくりということで、市として目指すべき大きなビジョンを示されて、それに沿って今私どもは子育て支援策をさまざま実施しているところでございます。 その大きなビジョンにつきましては、市内の全ての法人の方々に浸透してきているものと考えております。

また、東大和市子ども・子育て支援事業計画の中におきましては、計画の理念を「あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」として、それに沿って基本目標を大きく3つ掲げているところでございます。 この計画につきましては、それぞれ市内の保育園を初めとした子ども・子育ての支援の関係機関等にも計画をごらんになっていただいておりますことから、市といたしましては、このビジョンに沿って、子ども・子育ての施策をさまざま推進していくものというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そういったビジョンがこれに当たるのではないかなということだと思いますけれども、こういうことを私はもっと家庭で子育てをしている方々とも本当に共有をしていていただきたいなというふうに思います。

この世田谷区では、ほかにこの方針を決めるに当たって、協議会というのを、そのためにつくっているわけではないですが、協議会というのがありまして、その中からこういった保育方針やガイドラインというのを作成しているように聞いています。 その協議会というのが、地域の実情に合わせてどんな保育が必要なのか、あるいは保育にかかわっている団体が集まって、保育の質を高めていくにはどうしたらいいかというようなことを話し合っているというふうに聞いています。 世田谷区は広いので、地域ごとにそういった協議会をつくって、そういった中からこういう保育方針、出てきたというふうに聞いています。

当市では、そういった子供たちの関連の施設などが集まって協議をするような場というのはあるのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 市内には民間保育園が15園ありますが、私立園長会というところがございます。 そちらで毎月定例的に保育のあり方について等を検討していらっしゃいます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私立保育園の場合には園長会というのがされているということなんです。 いろいろな子育て支援の施設がふえてきて、例えば小規模保育ですとか、あとは家庭的な保育ママさんですか、そういったものも出てきたりとか、認可外の保育園とか幼稚園、児童館とか学童とかもそういうことも全部含めて、

私はやはり情報交換をしながら、子供たちの成長というのはこの地域でどのようにしていくのかということをお話し合うような機会というのが必要なのではないかなというふうに思います。特に、これまで子育て支援、非常に力を入れてきていただいているのは、本当に評価をしたいところですが、障害児の方の施策ですとか、あとは学童を初めとする子供の放課後の取り組みというのは、もっと私は進めてほしいなというふうに思いますけれども、そういった地域の事情ですとか、そういったことを情報交換しながら保育の質を高めていく、そういった協議会のようなものを、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

ほかの地域でも取り組みを評価するような第三者機関などを設けているところもあるというふうに聞いていますが、なかなかそこまではハードルが高いかと思いますけれども、かかわっている方たちがお互いのチェックできるような働きというのを、そういった情報交換の場をつくっていただきたいと思います。

そのときにいいますか、そういった中心に私は東大和市で持っている市立の保育園の役割というのが非常にあるのではないかなというふうに考えてます。市立保育園でありますので、東大和市の保育の質について、そこで全体的な調査ですとか研究ですとか、そういったことをやっていただきたいなというふうに思っているのですが、現在は市立保育園の役割というのはどのようになっているのか教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、公立保育園1園を持っておりますけれども、公立、私立保育園につきましては、分け隔てなく、ともに市全体の保育、子育て支援の体制の充実に向けてともに頑張っているというふうに認識をしております。

長年保育園運営の実績がございます社会福祉法人に、市内の私立保育園の運営は担っていただいているところでございます。それらの法人の方々は、公益性、公共性を十分に備えておりまして、各法人の理念や方針がきちんと定められているところでございます。そういったところとともに、市といたしましては、公立保育園、私立保育園ともに公共性の高い保育園の運営というようなところで、ともに市の子育て支援に邁進しているというようなところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ということは、現在東大和市立の保育園というのが何か市の保育の施策について調査研究をしたりとか、私の中では教育委員会のようなイメージで何か取り組みをしているのではないかなというふうに、そういったことも必要なのではないかなというふうに思っているのですが、そういったことについては、そういった役割は果たしてないということでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 公立保育園につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、私立保育園と同様に国の保育指針にのっとり、同じような形で適切に保育の運営をしているというふうに認識しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） わかりました。

では、例えば今東大和市の中で、子育てに関することで、必要なところはということだとか調査をしたりとか、それについて、じゃ、こういう施策をしようかというような、そういう機関というのは何か特にあるのかどうかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在そういったところの企画的なところを担っておりますのは、本庁の現在後ろにございます保育課やあと子ども・子育ての支援の担当の副参事等、そちらの者が全て企画や運営等、調査も含めて、組織としては担っているということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) よくわかりました。そういったところと、やはり現場というのは、実際に子供たちに接している中で出てくる課題などもあるかと思しますので、そういうところと連携をとりながらしっかり進めていっていただきたいと思います。

ちょっと先にいきまして、もう一つ、以前にかかるがも、子ども家庭支援センターですね、その一時保育の記録というのが何年前につくられたのを拝見したことがあります。日々の様子を保育をしている方がまとめて、それを冊子にしたものがつくられたと思いますが、それが拝見した中で、子供たちへの日々の対応などがとても丁寧に書かれていて、非常によいものだなというふうに思いました。そういったことを子育て中の保護者の方と共有することで、市全体の子育てもよりよくなっていくというふうに私は考えてます。

以前、ある方が東大和市に越してきて一番驚いたことは、親が小さな子供に罵倒するような言葉を浴びせていたということがあって、それが1回ではなく、ほかのところでも何人かそういう親に出くわしたことがあるということが衝撃だったというお話を聞いたことがあります。

現在でもそうなのかどうかはちょっと確かめては不是ですけども、そういったことも、原因はさまざまだと思いますけれども、対応の仕方がわからないとか、そういった親が子供に対してどういうふうに対応したらいいかというようなことを学校で教わるわけでもないですし、子供一人一人に対応するその対応の仕方というのは、日々の子育ての中で親が経験で学んでいたりとか、ほかの方に聞いたりということもあるかと思はすけれども、そういったときに、市としてヒントになるようなことを子育て中の方に伝えていくということ、私はしてほしいなと思はすけれども、そういったこと、例えば子育てアプリとか、メールマガジンとかっていうのがだんだん市でも浸透してきてますけれども、そういった中でワンポイントアドバイスとか、チェックポイントなどを直接子育て中の親に届けるというようなことなどもできるのではないかなというふうに、これは私のちょっと意見なんですけれども、何かそういった子育てのヒントになるようなことを子育て中の方に伝えるということについて、できることが何かあるかお伺ひします。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) まず、今市のほうで行っているものとしたしましては、そういった相談支援、きめ細かな相談支援に関しましては、保育課のほうに保育コンシェルジュ2名を置きまして、それぞれ専門職として、今きめ細やかに、保育園の御紹介だけでなく、さまざまな相談に応じた対応をしているところでございます。

また、子ども家庭支援センターにおきまして、それぞれケースワーカー等、あと保健師等、専門職がさまざまな相談に応じて行っているというところでございます。

子育てのワンポイントアドバイスのなものにつきましては、今後東大和スタイルの容量等もありますけれども、そういったところも工夫していく一つかなというふうには考えております。

あとは、先月行いましたかるがもまつりなどで、小さいお子さんをお持ちのお母様方に集まっていた中で、そういった子育て、どういうふうにしたらうまくいくんだろうとか、そういったところをみんなで共有しながら、楽しくイベントを通じて、お母様方にはほっとしていただきながら学んでいただくような機会なども、引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 最初のほうの質問で、保育指針の話をしましたけれども、国のほうで改定する保育所保育指針の最後のところに、この指針について、保育の現場などへの周知という項目で、一番最後のところにも

子育て中の保護者にも理解されるものとなるよう、広く社会への伝達や普及を図ることというような文言も見受けられました。この保育所保育指針などは、非常に専門的で細かいことも書かれていますけれども、そういったことが市内で子育てしている保護者の方にもわかりやすい言葉で簡単に伝わるような、そういったことを今後も工夫をしていっていただけたらと思います。

それで、ちょっと先にいきまして、3番目の子ども宣言や子ども条例の策定についてというところに移りたいと思います。

先ほど来述べてさせていただきましたけれども、市の実情に合った保育指針や理念をしっかりと持って取り組んでいくということが必要なのではないかなというふうに思いますけれども、そのもっと根本的なところで、やはり子供の育ちや最善の利益を保障する子供の権利に基づく条例のようなものが、私はぜひこの日本一子育てしやすいまちの東大和市に持ってもらいたいなというふうに思っています。

今から3年半ぐらい前、2014年に私のほうも、市長のほうにその策定について要望書を出しましたけれども、その後の検討状況などをお尋ねしたいと思います。

最初の市長答弁のほうでは、他市の取り組み状況などを調査研究してまいりたいということだったんですが、3年ほどたってますので、その間の検討状況などについてお伺いしたいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） その後でございますけれども、やはり他市、特に都内でどうなっているのかなというところは把握しているところでございます。ただ、なかなか他市状況とかを拝見しますと、進んでないというところが印象がございます。

ちょっと古いんですけども、平成24年までの国の調査によりますと、条例は全国で65件、そのうち都内では6自治体、宣言については全国で45件で、そのうち都内では3件、キャッチコピーの調査もございましたけれども、全国で94件で、都内では4自治体というようなどころでは把握しておりますけれども、先ほど部長のほうでも答弁いたしましたけれども、今子ども・子育て支援事業計画がどこの市でも進んでおりまして、その中で、子育てに関する理念等々も各市独自のものを制定しておりますので、それが子供の保育等にかわるもんだというふうに捉えてるところもあるのではないかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 先日なんですけども、市長のほうで子育て応援団に市長メッセージということを出していただいて、これなども子育て、子供に関する市の取り組みをあらわしたものだなというふうに思いまして、これは非常に私はよいことだなというふうに思いましたけれども、そういった東大和市として、今子ども・子育て支援事業計画のほうにもそういったものがあるというふうなお話でしたけれども、やはりそこで育つ子供にとってどうなのかということを考えたときに、私はやはりこういった子供の視点から見たもの、そういった、例えば子供の成長ですとか、それから、子供自身がいろんなことを決定していいんだよとか、子供の人權の視点で宣言を行う、こういうことが必要ではないかというふうに考えます。

形だけでは意味がないので、実効性のある条例というものをぜひつくっていただきたいと思っておりますけれども、例えば今後、市としても子育て包括支援センターなどの整備をしたりとか、あと何年後ですか、市制50周年などもありますので、そういった節目にぜひこの宣言などを出していただきたいと思っております。そのためにはすぐにできるものでもないですので、そのための準備委員会などもつくったりとか、そういった中に、子供たちの意見を聞く仕組みなども入れて、子供参加で条例づくりをしていただきたいと思っておりますけれども、そういったことについてぜひ進めていただきたいと思っておりますが、再度御意見をお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 条例にするか宣言にするかとかという手法については、さまざまあろうかと存じます。ただいま担当の副参事のほうで御答弁させていただきましたが、都内の他市状況、他の区含めて、ちょっと古い数字になりますけれども、まだそれほど数があるというわけではございません。

ただ、当市におきましては、市長のほうで「日本一子育てしやすいまちづくり」というようなことで、ビジョンを示されていらっしゃるというようなこともございますので、そういったどんな形が一番東大和の子供たちにとっていいのか、そういったところも含めまして、引き続き検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 先日、養育家庭体験発表会というのに私も参加させていただいたんですが、その最後の終わりの言葉で、子育て支援部長のほうで、まずは一人一人が大切にされるるところから始まるというようなことをおっしゃっていただきましたことに、私はすごく、ああ、よかったなというふうに感じました。そういったまずは一人一人が大切にされるということから、子供たちが自分が権利を守られているという実感を持ち、そういうことがなければやはり他人とのかかわりにおいても、いじめの問題などトラブルも起きてしまうのではないかというふうに思います。子供にもわかりやすく子供の権利を示していく、あるいはそういった宣言や条例などをぜひつくっていただきたいと思います。

日本一子育てしやすいまちを目指す市長でありますので、ぜひ子供たちが生き生きと豊かに成長できるよう、その決意を示す宣言あるいは条例などを策定していただきたいと思いますけれども、ぜひ市長のほうに御所見をお伺いしたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうからいろいろお話しいただいて、ありがとうございます。

今議員からお話しいただいたように、先ほども御答弁をさせていただいておりますけれども、宣言あるいは条例というようなことで、東大和の子供たちにとって何が一番いいのかということのを常に念頭に置きながら、その中の一つの施策として、宣言あるいは条例などについても引き続き検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 一つの施策ではなくて、宣言とか条例っていうのがあって、その上に私は施策があると思います。これまでの子育て支援の取り組みなどは非常に評価はしたいと思いますが、その根本になるような宣言ですとか条例が、私は子供の視点というところから欠けてるなと思ひまして、今回質問させていただきましたけれども、そういう根本的なところがない中で施策が進んでいることに、少し足元が揺らいでるなというような気持ちがいたします。ぜひしっかりと地に足をつけた子育て支援、そして子供の成長を願う日本一子育てしやすいまちを目指す市として、この条例あるいは宣言などをぜひつくっていただきたいと思ひます。

それでは、3点目の自転車等駐車場整備についてお伺いしたいと思います。

このことについては、他の議員も大勢質問を用意していて、昨日も詳しく状況などをお伺いしましたので、私のほうからは何点が気になることを質問させていただきたいと思ひます。

有料化後の状況というのは、昨日の御答弁の中でさまざま各ポイントごとにお聞かせいただいたので、状況は大体わかりました。一番はやはり定期利用したいと思ひてもキャンセル待ちが出ているような状況が見られるということと、一時利用をしようと思ひても場所がないというようなことで、最初の市長答弁でも収容台数の確保ということを進めていきたいということだったと思ひます。

この定期利用のところなんです、定期利用の部分を確認しなくてはならないということだと思いますけれども、やはり毎日使うわけでもないということなのか、割とあいてるスペースが見られて、そこにとめられたらなというふうに思うんですが、そういったところをうまく利用して、もう少し定期の利用の登録者をふやすというようなことができないのかどうか、そのあたりについて伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 定期利用箇所で定員いっぱいになってるところが多々ありますが、そこについてあきの状況が現状の中であるということは把握してございます。

ただ、定期利用箇所が足りない状況でございますので、定期利用箇所の状況を確認し、常にあきがあるような箇所は定員以上の契約が可能であり、あき待ちの方を減らすことにつながりますことから、実施に向けて検討しているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） じゃ、そのことについては、検討を進めてるということで理解はいたしました。

それから、定期は申し込みがしていなくて、一時利用をしたいというときに、駅の一番近いところは大体定期利用のところが多いんですけども、そこに行って、ここは定期利用だからとめられないっていったときに、じゃ、一時利用の場所はどこだろうと探すときにその場に表示なども特になんですけども、定期利用の場所にも一時利用はこちらですよというような案内板ですとか、地図などをぜひ出してほしいんですが、そういった表示についてどのようにしていくのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 案内板等の設置ってということでございますが、東大和市駅につきましては、鉄道事業者がほぼ運営してございますので、鉄道事業者に対しまして案内板の設置について今協議を行っているところでございます。その他の4駅につきましては、市において、各駅前への案内板の設置について考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひ進めていただきたいと思います。

定期利用のところ、管理の人がいるようなところも、委託をしているからちょっとわからないんですけども、その方に一時利用のとめられる場所はどこですかとお尋ねしても、いや、私はわかりませんというふうに言われてしまって、本当に困ったということがありました。そういったところが、じゃ、どこにとめればいいのかというのがわかるように、ぜひ示していただきたいと思います。

ある方から、どこにとめていいかわからないので、市のほうにその方は電話をかけたそうなんですが、これは玉川上水駅のところなんです、そうしたら、東大和市側にはないので、南側に渡って立川市の駐輪場にとめてくださいというふうに紹介されたというような話を聞いたんですが、これは本当に対応として、私は他市のそちらにっていうのはちょっとどうかと思いますので、そういうことがないようにしっかりと対応していただきたいと思います。

それから、あと、通告のほうで、イの有料化に関しての事前の周知についてということで挙げさせていただいたんですが、一時利用が足りないというところもあるんですけども、これまで無料だったときには、駐輪場にとめて、駅を使わないまでも近隣の店舗などで買い物をするというような方も多く見られたと思います。駐輪場にとめて買い物などをする方もいたんですが、駅前の駐輪場がいっぱいになってしまった、買い物をするのにもちょっととめるところがないというようなケースも出てきているかと思います。私は有料化をするということで、近隣の店舗ですとか、そういったところに自転車置き場などをしっかり確保していただけるよう

な協力を求めるということが必要なのではないかと思いますけれども、事前に有料化することに当たり、近隣の店舗などにそういった協力を求めたりとか、周知をしたりということを行ったのかどうかお伺いします。また、今後どうされるのかもあわせてお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 近隣の店舗等には、特にそちらのほうに対して周知は行っておりませんが、市報、ホームページ等でお知らせしておりますので、そのようなところで対応ができてるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） ぜひそういった民間の方ですとか地域の方にも御協力をお願いするようなことは、直接伺ってお願いしやすっていうことでもないのかもしれないですけども、できるだけそういった姿勢を示すというか、協力をお願いするということは続けていただきたいと思います。

全体の感じで、私も自転車をよく利用するんですけども、私の経験も含めて、有料化というのはおおむね理解をしてるところなんですけれども、自転車に乗って行って、そこでもうとめる場所がないというのが本当に困ってしまいます。有料化ということと駐車スペースが不足してるということは、私は別の問題なのかなというふうに思うのですが、やはり有料化したことで駐車スペースがなくなってしまったということで、有料化のせいでみたいな御意見などもいただいているんですが、そういったところは分けてお考えいただく意味でも、やはりお金を出してもとめる場所がないっていうような状況がないように、ぜひ収容台数の確保ですか、早急に進めていただきたいと思います。

実際に自転車がとめられないからといって、遠くから歩いていくのも大変だということで、外出を控えてきてるというようなお話も聞きます。この駐輪場を整備することで、ある程度近隣の方ですとか、自転車利用を控えてもらうというようなこともちょっと御答弁の中で聞かれたんですけども、私はやはりCO₂の排出抑制などのことも考えて、自転車の利用を抑制するよりは、利便性を高めて、むしろ積極的に自転車を利用するという、利用して進めるべきというふうに考えますけれども、そのあたりの市の認識をお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 本来、駅の利用に際しましては、駅まで自転車を利用する方につきましては、駅から近い方また遠い方の区別なく利用できることが一番好ましいと考えますが、駐車場とする土地の制限がございす限りは、自粛をお願いせざるを得ないということで考えてございます。

また、一般的に言われてることでございますが、自転車等駐輪場に余裕がございすすと、ますます自転車利用が増加していくとも聞いてございます。足りないっていうこと自体は改善しなければいけないということで考えてございますが、自粛をお願いしていくことも、駅前の歩行空間の確保や安全性から大事であると考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 無制限に土地があるわけでもないですし、東大和市の場合には借りてる土地も多いと思いますので、その確保というのは非常に苦労されてるところだと思いますけれども、そのあたりをうまくバランスをとりながらやっていっていただきたいと思います。

先日、東村山の駅の地下に駐輪場があるんですけども、そこに私、自転車をとめようとしたら、やはり一時利用も満車だったんですね。そこにいた方に満車ですけどどうしようって言ったら、いや、こちらのスペースにとめてくださいっていうふうに言っていたいたんですけども、ここがもういっぱいになったらど

うするんですかというふうにお尋ねしたら、何とかしてとめますというふうにはおっしゃってくださったんです。そういう気持ちが必要なんではないかなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

もう1点、有料化について、私は市の事情を考えたり、公平性などを考えると、おおむね理解は得られていると思いますけれども、やはり無料だったところが有料になったということで、金額的にどうなのかというようなお声も、負担が多いんじゃないかという声も届いています。

ほかの地域で、駅から離れた場所なら無料にしているとか、あるいは非常に安い賃料でとめられるというような対策をとってる市もあるかと思えますけれども、東大和については、そのようなお考えはあるのかどうかお聞かせください。

○都市建設部長（直井 亨君） 今回の自転車駐車場の有料化につきましては、お使いになる方、お使いにならない方の公平化を図るという点での受益者負担の考え方からやらせていただいたものでございます。

おっしゃられた無料化につきましては、そういう点では今後は難しいものというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 東村山もそうなんですけれど、ほかの地域でも市が用意してるもののほかに、近隣の方でちょっとスペースあると、民間の自転車置き場などを設置してるようなところも出てきているのは見受けられるところです。また、武蔵大和駅の近くには、レンタサイクルを始めたお店などもありますので、そういった民間の取り組みを評価して協力なども仰ぎながら、気持ちよく利用できるような駐輪場にしていただきたいと思います。

あとの点については、ほかの議員の方にお任せしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（押本 修君） 次に、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

1、学童保育所について。

①として、学童保育の待機児童対策について、取り組みの進捗と課題を伺います。

②として、放課後子ども総合プランに基づく東大和市の行動計画について、取り組みの進捗と課題を伺います。

2、市内の公共交通空白地域への対応について。

①として、コミュニティ交通等の取り組みの進捗と課題を伺います。

3、子供の健康や教育、学校環境について。

①として、学校トイレの改善について、取り組みの進捗と課題を伺います。

②として、小中学校の鑑賞教室について、効果と今後の課題を伺います。

③として、通学時や放課後等の安全確保について伺います。

④として、18歳以下の子供の医療費について伺います。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして自席にて行います。

以上、よろしくお願いいたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、学童保育所における待機児童対策の取り組みと課題についてであります。待機となった場合でも、放課後を安心・安全に過ごすことができるよう、児童館及び学校施設を活用したランドセル来館事業で、待機児童全員の受け入れを実施しております。

課題につきましては、活動場所の確保と事業の実施に必要な人員の確保であると考えております。

次に、放課後子ども総合プランに基づく行動計画の取り組みと課題についてであります。現在学童保育所の小学校内での実施が可能となるよう、教育委員会と協議を進めているところであります。今後の児童数や教室の状況等に応じた運営のあり方を検討していくことが課題であると考えております。

次に、コミュニティ交通に対する取り組みと課題についてであります。現在、芋窪地域及び湖畔地域において、自治会等が中心になった検討会が組織され、市も会議への参加、交通に関する専門家の派遣及び関係機関との調整による連携をとり、コミュニティ交通導入に向けた検討を進めております。

コミュニティ交通導入に当たりましては、地域の方々が望む運行形態を把握し、その実現に向けて、交通事業者、交通管理者及び道路管理者等と調整を図り、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに即した運行計画を策定する必要があります。そのため、持続可能なコミュニティ交通について、地域住民及び交通事業者等が共通認識に立ち連携を図るとともに、市が主体的に調整役を務めていくことが重要であると考えております。

次に、学校トイレの改善についてであります。快適な環境のもとで施設が利用できることは大変重要であると考えております。引き続き、施設の環境改善に取り組んでまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校での演劇鑑賞教室についてであります。演劇鑑賞教室は、児童・生徒が演劇等に触れることにより豊かな感性を育てることを目的としております。現在市内小中学校全校において、学校が配当された予算の中で計画し実施しております。今後も、さらに効果的な演劇鑑賞教室が実施できるよう、計画してまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、通学時や放課後等の安全確保についてであります。通学路における児童の登下校の見守りは、スクールガードと、地域の住民や保護者の方々にボランティアとして御協力をいただいております。また、都の補助金を活用し、通学路防犯カメラを50台設置し、運用を行っております。

さらに、児童が安全に安心して登下校できるように、児童の見守りシステムの導入に向けて、他市の状況等を調査研究しているところであります。

詳細につきましては、教育委員会より説明をお願いします。

次に、18歳以下の子供の医療費についてであります。市では小学校入学前の全ての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成制度に基づき、保険診療分の自己負担額を全額助成しております。小学生から中学生まで

の児童につきましては、義務教育就学児医療費助成制度により、また18歳に達した日以降、最初の3月31日までの児童のうち、ひとり親家庭等の児童につきまして、ひとり親家庭等医療費助成制度により、一定の所得の範囲内の世帯を対象として医療費の助成を行っております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校トイレの改善についてであります。洋式化につきましては、小学校において、主に1年生が使用するトイレの洋式化を行っております。平成28年度は第一小学校、第五小学校において、平成29年度は第八小学校、第十小学校において実施いたしました。

今後は、さらなる洋便器率の向上を目指し、洋式化に取り組んでまいりたいと考えております。

臭気対策につきましては、平成28年度からにおいが余り感じられないトイレも含めて、予防的に小中学校15校のトイレの尿石除去清掃を実施しております。

課題につきましては、老朽化した污水管の改善がございます。これにつきましては、大規模改修時に実施したいと考えております。

次に、小中学校での演劇鑑賞教室についてであります。各学校における演劇鑑賞教室の実施によりまして、児童・生徒は芸術に対する理解をより深めることができ、ふだんなかなか味わえない体験をすることができます。

現在小学校の英語教育やプログラミング教育など、新しい教育内容が示されている中、授業時数の確保などの課題もございます。学年の発達段階を考え、児童・生徒にとってより効果的な演劇鑑賞教室となるよう、今後も計画してまいります。

次に、通学時や放課後等の安全確保についてであります。通学路の見守り活動につきましては、市内の全ての小学校にスクールガードが組織され、地域住民の方々が学校に登録した上で、主に通学路において、交通整理等を見ながら見守り活動を行っております。また、現に通学している児童の保護者の方も、学童交通擁護ボランティアとしてPTA等の活動を通して、既設的に、主に通学路における見守り活動を行っております。最近ではスクールガードの方々の高齢化が進んでおり、体調的な面から活動ができないときには、保護者の方々の負担がふえることもあると聞いております。

このようなことから、教育委員会では教育委員会だより、学校だよりやさまざまな機会を活用して、比較的若いシニア世代の方々にも子供たちの安全の見守りを引き継いでいただけるよう、幅広く募集を行ってまいります。

児童の見守りシステムの導入につきましては、他市の状況等を調査研究しているところであります。教育委員会では、市長部局と連携して、民間事業者の運用するシステムの導入に向けた具体的な内容等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、1番の学童保育の待機児童対策のところから順次再質問をさせていただきます。

まず、当市の待機児童数については、ことしの6月議会でも質問させていただいたんですが、その際、ことしの5月1日時点で241名という御答弁でした。きのうの他の議員の質問に対する御答弁では、11月1日時点でも194人ということで、依然としてかなり深刻な状況が続いているというふうに思います。同じく、きのう

の御答弁の中で、来年度、立野みどり保育園の移転後の建物にて、民設民営の学童保育所が新たに開設される予定ということで、この分の定員増の分を含めても、来年5月の待機児童数の見込みとしては250人程度になるということだったかと思えます。

この点について、間違いがないかどうか念のため確認をさせていただきます。

○青少年課長（新海隆弘君） 子ども・子育て支援事業計画では、平成30年度の量の見込みを1,073人、確保の内容を823人と推計しておりますことから、待機児童数は250人程度と見込んでおります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） この新しくできる立野みどり第一クラブ、第二クラブというふうにホームページに載ってたんですけども、これまで市は公設公営で学童保育所を運営してきたかというふうに思います。今まで市が行ってきた事業で、初めて民間学童ってということで、少々唐突にも感じたんですけども、開設の経緯について、詳細を教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在の立野みどり保育園の場所につきましては、待機児童の多い地域に近く、また保育園移転後の施設の有効活用、それから待機児童対策という面で、法人側と調整が図られたことから、開設というようなことで話が進んでいるものでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） お互いのこのタイミングというか、そういうものが合ったのかなというふうに理解しました。

今後、学童保育所を増設する際に、公設公営ではなくて民間でつくるというふうの方針を転換したということなのかどうか、その点について確認をさせていただきます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ほかの議員の御質問でも御答弁をさせていただきましたとおり、平成30年4月から開所いたします民間学童保育所の運営等を見ながら、今後のさらなる民間活力を活用した学童保育事業につきまして、調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） いずれにしても委託事業として市が一定のお金を出す以上は、育成料ですとか、延長保育料、入所申し込みの方法など、学童間で格差が生まれてしまうことのないように、市が責任を持って運営するべきだというふうに思うんですけども、その点について市の認識を教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 基本的な事業につきましては、市が定めます放課後児童健全育成事業の基準に沿いまして、学童保育所の運営を行っていただくことと考えておりますが、民間活力によります多様なニーズへの対応ができるメリットなども考慮していくことが必要と考えます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 現在学童保育所を市のほうで運営してるってことはすばらしいことだと思いますので、引き続きしっかりと運営していただきたいというふうに思ってますが、今後公立の民間委託ということも考えているのかどうか、市の認識を教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市民の皆様の多様なニーズに対応できるよう、今後さらなる少子高齢化の進展を見据えながら、限られた財源、経費の中で、最大の効果を上げられるような施策を検討していただくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） はっきりとどういうふうな方向性っていうのは決まってないのかなというふうに理解したんですけども、もちろん民間というものを否定するものではなくて、特色のある民間学童に保護者の方のニーズもあると思いますし、公立と民間でそれぞれ役割も違うと思いますが、一定の基準があって、質が担保されている公立を望む声も多いと思いますので、今ある公立の学童については、今後も市の責任で運営していただきたいと思いますので、こちらは要望といたします。

それで、来年5月の待機児童数の見込み、およそ250人程度ということで、今後数年間の待機児童数の推移についても、きのうの御答弁では同じような人数で推移していく見込みだということだったと思います。6月に質問させていただいた際には、今後減少していくという御答弁だったかと思うんですけども、その点、認識が少し変わったのかなと思ったんですけども、その点確認をさせてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 6月議会の際に申し上げましたとおり、未就学児童数は減少傾向にありますことから、今後の学童保育所のニーズについては減少の可能性もありますが、保護者の就労等による学童保育所の需要の高まりを勘案しますと、待機児童数は同レベルで推移していくのではないかと思います。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 以前にも保育園の待機児童対策について質問させていただいた際に、未就学児自体の人数は減っていても、保育需要というのは今現在ふえていて、今後もふえていくのではないかっていうデータは御紹介したとおりです。保育園を卒園したお子さんはほとんどの場合、学童をそのまま希望されることになるとと思いますので、今後も学童保育のニーズっていうのはふえていくというふうに思います。

待機児童解消の対策については、市長答弁ではランドセル来館にて、受け入れを実施するということでした。しかし、学童保育所そのものが足りておらず、250名を超える待機児童がいるっていう事実は、私は大変深刻だというふうに思います。きのうの他の議員の質問に対し、ランドセル来館はあくまで補完事業であるという御答弁もありました。6月に質問させていただいた際には、1年生のときは学童に入れたけれども、2年生になって入所保留となってしまって、ランドセル来館に預かってはもらってるんですが、開所時間が短いので、お迎えが間に合わなくて大変御苦労されているという御家庭のことも御紹介しました。

250人余りの待機児童を解消するためには、学童保育所をしっかりとふやしていくっていうことが必要だと思うんですが、学童保育所の必要性について市の認識を教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 就労等により、日中保護者が家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を与える学童保育事業は、児童の健全な育成を図るという点で必要な事業であると認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ランドセル来館事業はすごくありがたい、待機児童解消という面で預かってもらえるからすごくありがたいっていう声もちろん聞いてはいるんですけども、先ほども申し上げたとおり、やっぱりランドセル来館になってしまって困ってるっていう方がいて、学童保育をつくってほしい、ふやしてほしいっていう声もたくさん聞いているところです。

きのうの御答弁の中で、労働人口が減少する中で、労働条件を整えることが大事である、待機児童の解消が最重要課題であるということもおっしゃっていたかと思います。やっぱり学童保育所をふやすっていうことが必要だと思いますので、こちらは引き続き強く要望したいと思います。

学童保育所の待機児童解消については、国からも放課後子ども総合プランとして、受け皿の確保目標というのが示されていますので、2の項目に移りたいと思います。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（上林真佐恵君） それでは、②のところに移りたいと思います

放課後子ども総合プランの目指すものは何か、教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 国の放課後子ども総合プランは、共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的としています。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） この総合プランに基づく当市の行動計画については、これまでも何度か取り上げていまして、最近では6月議会でも質問をしたところです。その際に、具体的な計画についてはまだ決まっていないということでしたが、実施計画見ますと、来年度、小学校2校に学童保育所を設置するということが載っているかと思います。現在、どの学校が検討されているのか、学校長と協議を進めているところがあるのかどうか、教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 現在、実施校と実施場所につきましては教育委員会と協議を進めている段階でございますので、現在のところ、お答えはしかねるというところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この総合プランの中では、運営委員会を設置し、これ引用ですけれども、運営委員会を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画、使用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう適切な体制づくりに努めるというふうに書いてあるんですけれども、運営委員会というものが設置されているのでしょうか。また、その中ではどのような議論があるのか、教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 当市におきましては、以前より放課後子ども教室運営委員会を設置しております。委員会では、主に放課後子ども総合プランに基づく行動計画の進捗状況等の情報交換を行っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 放課後子ども教室運営委員会というのは、今までの質問の中での御答弁から、どちらかという放課後子ども教室について協議をされているという認識だったのですが、この中で学校施設の使用計画も具体的に協議されてるということでしょうか。

構成メンバーについても、以前の御答弁では、教職員など当事者が入っていないので、学校施設の活用について具体的な協議をするのは難しいのではないかと思います。きのうの他の議員に対する御答弁では、きょうも御答弁ありましたけれど、青少年課と教育委員会で協議をしているということなんですけれども、そのあたりを再度、どこで具体的な協議をしているかっていうことを確認させてください。

○青少年課長（新海隆弘君） 先ほど子育て支援部長からも答弁がありましたように、学童保育所の設置については教育委員会と協議を進めている段階であります。

運営委員会のほうは、小学校長を初めとする教育委員会や社会教育関係者、PTA関係者、青少年対策地区委員会、放課後子ども教室コーディネーターの方々などにより構成されております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 実は組合のほうから情報提供がありまして、現在、六小のほうで、現場ではこういうふうにやりますよってというような伝わり方で学童保育をつくるってというような、そういうふうな伝わり方がされているというような相談がありました。

この点について、先ほどは実施校についても実施場所についても、現在まだ協議中という御答弁だったんですが、これ確定していることなのかどうか、確認をさせてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど御答弁させていただきましたとおり、現在協議を進めてる段階でございますまして、確定しているということではございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 確定はされていないということなんですけれども、情報提供によりますと、具体的に現在の学校の教室の配置図と、今後ということで学童保育がここに入りますみたいな案だとは思いますが、図で示されてまして、それによりますと、保健室と職員室がちょっと小さくなるような形で学童になってまして、あと会議室が丸々なくなって学童になるというような配置図になっておりました。

会議室についても、もちろん使っている部屋ということですし、特に保健室と職員室が小さくなってしまいうということであれば、学校機能の低下につながるおそれもあるかと思えます。確定ではないにしても、可能性の一つとして、かなり具体的な案が現場では示されてるってこともありますので、この案どおりになった場合に考えられる影響について、教育委員会の認識を聞かせてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 一般論ということになりますけれども、学校を他の用途、目的で使用する場合には、学校の教育活動に支障が生じないということが条件になると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） あくまで案ということですが、この配置図、このというか私が拝見した配置図からしますと、保健室がベッドを置くのがやっとなってというぐらいなスペースになってしまうようなんですけれども、保健室の機能っていうのは昨今、とても多様化していて、けがや病気の手当て、体調の悪い児童を休ませるだけでなく、いわゆる登校渋りがあって教室に行けない子供が保健室なら何とか登校できて、そこで1日を過ごしているケースだとか、けんかやお友達とのトラブルがあって保健室に心のケアを求めてやってくる子供も多いというふう聞いています。

いじめや虐待などが保健室で見つかるケースもあると聞きますし、ほかにも身体測定を行ったり、あと養護の先生のすごく事務作業、たくさんあるというふう思うんですけども、そういうものを行うに当たっても保健室には十分な広さが必要だというふうに思います。

また、職員室についても、今も決して十分な広さとは言えないと思ひまして、近年、学校には学習支援員の方やティームティーチャー、特別支援学級も全校配置されていまして、先生など多くの方が勤務していると思うんですけども、専用の机を置くスペースがないということも聞いています。

また、職員室の休憩室の設置については、法律で定められているかと思うんですが、まだ設置されていない状況というふうに思います。

教育委員会のほうで努力したいという御答弁もあったかと思うんですが、そのことにも逆行するのではとい

うふうに思いますし、教職員の労働環境、後退してしまうんではないかというふうに思うんですけども、これらの点についても再度、教育委員会の認識を教えていただければと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 保健室につきましては、学校の規模にもよりますが、一般的なことで、ベッドを置くだけのスペースしかないという保健室はあり得ないというふうに考えております。ベッドのほかにも事務机とかキャビネット、そのほかけが等の処置に使用する長椅子とか、または冷蔵庫とか、そういうものを置かなくてはならないので、また、議員がおっしゃるような相談機能を有するというようなことから考えると、ある程度のスペースは必要になるであろうというふうに考えております。

また、職員室につきましても、これも一般的なことでございますが、職員室機能が成り立つ大きさというものを職員室にしているわけでございます。

保健室も職員室も学校規模に応じた基準というものはございませんが、今回の件につきましては、具体的な図面というものは見てございませんし、今のところ、何とも言えないというように思っているところでございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** もちろん案というか、ということですが、確定ではないということなので、そういうことを考慮して、今後、協議を進めていただきたいというふうに思います。

もちろん学校内に学童保育所をつくるべきでないということではなくて、逆に児童の安全面からいっても学校内に学童があれば安心という声はすごく保護者の中で多いと思いますし、学校内に学童をつくるっていうことそのことについては、私もすごく歓迎するものなんですけれども、その際に大前提として学校機能の低下を招くことは絶対にあってはならないというふうに思うんですが、その点について市の認識と教育委員会の認識をそれぞれ教えてください。

○**子育て支援部長（吉沢寿子君）** 国の放課後子ども総合プランでは、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室などの徹底的な活用を促進するものとありますことから、その点を踏まえた協議を進めてるところでございます。

以上でございます。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 先ほども御答弁いたしました、学校の教育活動に支障が生じないということが前提となっております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ぜひそこは絶対に譲れないところだと思いますので、そのことをしっかり踏まえて協議をお願いしたいと思います。

そうしますと、学校内のどこに学童保育所をつくれるのか、つくるのがベストなのかということ、やはり今後も引き続き、しっかりと協議していく必要があると思います。

6月議会の際に、学童保育所の役割である児童の放課後生活をする場としての機能を担保するという視点から、小学校内に整備するに当たっては、学童保育所の専用区画を設けるという御答弁だったかと思うんですけども、その考えに変わりがないのかどうか、確認をさせていただきます。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 変わりはありません。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** ぜひよろしく願いいたします。

学童保育所は、児童が放課後、家庭のかわりに過ごす場所であり、放課後だけでなく長期休暇のときは、夏休みなどは1日過ごすということもあって、落ちついて宿題や学習、読書などができる場所のほかに、おやつを食べる場所であったり、ボードゲームやトランプなども置いてありますので、そういうものをして遊ぶ場所、ほかにもくつろいだり、体調が悪いときは休養する場所っていうのも必要であると思います。

市のほうも、そのことはこの間の御答弁の中からしっかり認識をされているものだというふうに思っています。

また、台所ですとかトイレなど、基本的な生活設備というものも必要だと思うんですけども、専用区画とあわせてそういうものもしっかり整備するというところで考えておられるのでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 整備の必要性等も含めまして、現在、実施校と実施場所につきまして教育委員会と協議を進めているというような段階でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 必要性を含めてということなんですけれども、私は必要だと思いますので、ぜひしっかりと整備をしていただきたいというふうに思います。

学校校舎内に1クラブつくるとなると、大体教室2つ分ぐらいは必要になってくるかなというふうに思うんですが、今協議を進めている学校について、それだけの余裕教室が果たしてあるのかということをきちんと見きわめることが必要ですし、すごく大事な、先ほどの学校教育の低下を招かないという点でも必要なことだというふうに思います。

先ほど、六小の情報提供を受けたという話をしましたけれども、現在の教室配置図っていうのも拝見したんですけども、それ見ますと、全て教室っていうのは使われていて、ここにどの教室、どこの場所であっても学童の専用区画をつくるスペースというのはないというふうに思いました。

さらに、今後児童がふえるということも考えられると思うんですけども、仮に六小ということで、来年度、新1年生の児童数の見込みを教えてくださいたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 平成29年11月末現在の見込みで申し上げますと、第六小学校におきましては68名ということで、2クラスの予定という形になってございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 現在も六小、1、2年生、2クラスだったかと思うんですが、68人ということであれば、あと3人ふえれば3クラス、1クラスふえるという可能性もあるということで、さらに教室が必要になってくるというふうに思います。

放課後子ども総合プランでは、教室不足等により、これも引用なんですけれども、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に転用したスペースを、学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取り決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するよう努めることというふうに書かれているんですが、将来、教室必要となったときにどうするかというようなこと、そういう協議も進めているのかどうか、確認をさせてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今後、締結の必要があるようであれば協議をしていくものと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 総合プラン見ますと、先ほども御答弁あったんですけども、余裕教室の徹底的な活

用ってということがすごく繰り返し書かれているわけなんですけれども、ただ先ほど来申し上げますが、余裕教室が実質ない中に無理やり学童保育所専用区画必要ですので、そういうものをつくるということになれば、やはり学校機能の低下につながるということになるというふうに思います。

今後、学童保育と放課後子ども教室の連携も同時に進めていくというふうに思うんですが、例えば放課後子ども教室であれば、特別教室等を放課後、一時的に放課後子ども教室に使うっていうことは考えられると思います。実際に市内でそういう使い方をしているところも、以前見させていただきまし、放課後子ども教室の受け付け場所ですとか室内、折り紙遊びとか、そういうことにちょっと使うということではあるというふうに思うんですけれども、学童保育所となれば、やはり専用区画が必要になりますので、放課後だけ一時的に使うということではできないと思うんですけれども、その点について、ちょっと市の認識を確認させてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 国の放課後子ども総合プランの中では、学童保育と放課後子ども教室を一体的または連携して実施していくためには、実施場所の確保が重要であり、既に学校の用途として活用している余裕教室でも学校教育の目的に使用していない放課後等の時間帯については、学童及び放課後子ども教室の実施場所として一時的な利用を積極的に促進するよう示されております。

また、国の示しております放課後児童健全育成事業の中では、専用区画や設備及び備品につきましては、事業を開所している時間帯を通じて、専ら当該事業の用に供するものでなければならないが、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではないとされております。

これらのことを踏まえますと、一概に一時的に使うことができないとはならないものというふうに認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） それは専用区画を設けつつも、その一部で放課後子ども教室に使うということを考えてらっしゃるのか、今ランドセル来館は特別教室等、放課後一時的に使うっていう使い方はされてるかと思うんですけれども、やはり学童保育所となれば、専用区画、どうしても必要ですし、生活の場所っていうふうになりますので、ふだん音楽室とか何かに使っているところを放課後学童にするっていうのは、ちょっとこの専用区画っていうところとは矛盾するというふうに思います。

総合プランの中にも、学童保育所としてつくったところを、放課後子ども教室の遊び場所として一時的に開放するというようなことも書いてあったかと思うんですけれども、その際も学童保育所に行っている子も必ずしも子ども教室に行きたい子だけではないと思いますので、そういう子がしっかりといられるスペースですね、そういうものを、つい立てとかではなく、しっかりと区切りなさいということが書かれていたかと思っておりますので、ぜひそこは専用区画ということで学童保育所に通う子どもたちの生活の場ということを保障していただきたいというふうに思います。

続きまして、また校舎内に学童保育所をつくる場合は、学校施設ですね、例えば保健室ですとかトイレ、昇降口等の使用について責任体制の明確化をする必要があるというふうに思うんですが、その点についてはどのような協議が進んでいるのか、教えてください。

○青少年課長（新海隆弘君） トイレや出入り口など、どこまで使用できるのか、それは実施校によって変わってくる場所もありますので、協議が必要だと認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） また、六小について、また例として挙げますけれども、例えば全ての教室が使われて

いるという中で、どの教室にも教材とか資料というのが置いてある状態だというふう聞いてるんですが、これがもし学童保育所として整備される場合は、教室に置いてある資料や教材等、移動したり整理したりという必要があると思うんですが、これは誰が行うことになるかと想定しているのか、教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 学校教育において使用されるものなので、移動は学校教育関係者の方で行っていただくことを想定しております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 結構教材とか資料とか、すごくたくさんあると思いますので、教員の方々がそれを移動、整理作業をするとなれば、今ただでさえ教員の方の労働環境についてニュースなんかでもよく出てますけど、そういうさらなる教員の方の負担がふえることになるのではないかとこのように思います。

また、トイレや昇降口など学校施設をどのように使うかということについても、細かく言えば、最後に誰が施錠するのかということについてまで責任を明確にする必要があるかと思います。

また、将来、教室が足りなくなってスペースを返還するというような必要が生じた場合には、再度、学童を教室に戻す工事というのにも必要になってくるかと思っておりますので、これらのことから余裕教室ありきで、校舎内ありきということで進めないでほしいということを強く要望したいと思うんですが、この点について市の認識を伺います。

○**子育て支援部長（吉沢寿子君）** 余裕教室等の徹底活用につきましては、国のほうがいろいろプランの中でQ&Aも含めて回答等もしてございますことから、そういったところも見させていただいて、なおかつ近隣市の状況等も踏まえながら、当市の実情に沿って一番いい形で考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 先ほど、大前提ということでも御答弁いただきましたので、ぜひしっかりと協議を進めていただきたいというふうに思います。

総合プランの、今Q&Aという答弁もございましたけれども、余裕教室がない場合はどうすればいいのかわつていう質問もあるんですけども、それに対して国は何と答えているのか、教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** Q&Aの回答としましては、余裕教室等の徹底活用に向けて十分な協議を行ってもなお不足する場合には、学校敷地内にプレハブ棟を新たに設置するなどして活動場所を確保していただきたいという回答になっております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 学校によっていろいろ条件は違うと思うんですが、学校敷地内に独立した施設を整備するという検討はこれまでされたのでしょうか。

○**子育て支援部長（吉沢寿子君）** 特に検討はしてございません。

もしそのような場合には、設置する敷地につきましては、教育財産から切り離した形で実施するようになることとか、他市においては別棟で建てた事例があるというようなことは承知してございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 学校敷地内に別棟ですとか独立した施設があるというのは、決して珍しいものではなくて、当市にもありますけれども、お隣の小平市や武蔵村山市でも、この近年、平成28年とか27年とかそういうときに新たに整備が進められているかと思うんですが、私は検討してるんじゃないかなと思ってたんですけど、これなぜ検討してないのかわつていうことを教えていただきたいのと、また、独立した施設をつくる場合、

大体費用としてどのくらいかかるのか。また、その際にはどのような補助金が使えるのか、教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 先ほどのQ&Aの中でも、余裕教室等の徹底活用に向けて十分な協議を行ってもなお不足する場合とあります。現在、余裕教室等の徹底活用に向けた協議を行っている段階であります。

補助金につきましては、幾つかの要件を満たせば放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内等における学童保育所の創設や改築への補助については、国の子ども・子育て支援整備交付金や東京都の学童クラブ整備補助というものが活用できることは承知しております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 今、小平や武蔵村山でも最近、学校敷地内に独立した施設を新しく整備してるっていうことで話したんですが、これ一例としまして、どのくらいの費用や工期がかかったものなのか、教えてください。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 小平市に確認しております。平成28年度に新設した例があるとのこと。工期としましては、平成28年7月から平成29年2月、工事金額は約5,435万円と伺っております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 工期は7カ月程度で、工事金額は約5,500万円ということですがけれども、私もちょっと調べたんですけども、同じところを調べたんですけども、金額、同じなので同じところだと思うんですけど、これは定員40名の学童クラブということでした。

先ほど例に挙がってる六小ですね、例というか情報提供あった六小なんですけど、こちらは現在、きよはら児童館で行ってる第六クラブが同じく定員40名ということですので、仮に六小ということであれば、大体恐らく同じぐらいの工事金額に、もちろんどんな建物を建てるかっていうことで違ってくるとは思うんですけども、大体同じぐらいの金額でつくることが可能ではないのかなというふうに思います。

国と都の補助金を入れると、補助金についてもちょっと調べたんですが、当市は待機児童がいるので、今補助金がかさ上げの対象になるかと思っておりますので、国が3分の2、都が6分の1で、市の持ち出しが大体6分の1ということになって、工事費用を少し高く見積もって6,000万円としても、大体1,000万円ぐらいでできる計算になるのかなと思います。

実施計画見ますと、2校で2,400万円ということですので、この範囲内で例えば独立した施設をつくることも可能なのではないかなというふうに思います。

六小につきましては、余裕教室もない中、校庭もとても広いので、敷地内に独立施設、建てるってことは十分に可能だと思うんですが、この点について市の考えを伺います。

○**子育て支援部長（吉沢寿子君）** 市といたしましては、学童保育の全体の状況、それから待機児童の状況も考慮しながら、子供の安心・安全な放課後の生活の場の整備に向けて、適切な費用対効果も図れるように、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ぜひよろしく願いいたします。

先ほど来、いつも質問の際は言ってるんですけど、学童保育をつくる際には、児童の生活の場としてふさわしい設備を整えた専用の施設が絶対に必要だというふうに思います。

また、小学校内につくる際には、学校機能の低下を招くことがあってはなりません。

この2つを大前提として、今後、さらに協議を進めていかれるのかなというふうに思いますが、その際、教

室については、ふだん各学校で勤務してる先生方、一番使用状況ですとかよくわかってると思いますので、ぜひ先生方の意見もよく聞く、ぜひというか、ぜひじゃなくて、先生方の意見もよく聞く必要があるっていうふうに思うんですが、その点について市の認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これまでも教育委員会等と協議を重ねてきたところでございますけれども、引き続き、教育委員会等とは丁寧な形で協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 教育委員会とはもちろんなんですけど、現場の先生方の意見もぜひ聞いていただけるんですかっていう質問だったんですけども、じゃ、その点、もう一回、確認を、教育委員会のほうでも確認をさせてください。

○教育長（真如昌美君） 学童のことにつきましては、大変大きな課題になっております。随分前から、私どもも昭島に行ったり、青梅に行ったり、それぞれの形態の学童保育の状況を見せていただいたり話を聞いたりしてきております。どこも苦勞する中で、何とかやりくりをしながら児童の確保に努めてるところであります。

今さまざま御指摘いただきましたけども、先生方のお気持ち、それから学校のゆとりある教育活動も含めて、これからまた時間をかけて一緒に検討を進めてまいりたいというふうに思ってるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。一緒に検討を進めていただけるということですので、ぜひ丁寧によろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、要望なんですけど、総合プランには、本当しつこいぐらいに余裕教室徹底的に活用せよっていうことがずっと書いてあるんですけども、ただ余裕教室でなければならないとは書いてないですし、また、先ほども御答弁ありましたけれども、あくまで学校の教育に支障のないようにということもしっかり書いてありますので、また、余裕教室がない場合の考え方に、その場合どうしたらいいかということも書いてありますので、そのことをしっかり念頭に置いていただいて、今後も引き続き協議を進めていただくことを要望いたします。

続きまして、2の市内の公共交通空白地域への対応について質問させていただきます。

まず、①のところ、市長答弁では、持続可能なコミュニティ交通について、地域住民及び交通事業者等が共通認識に立ち、連携を図るとともに、市が主体的に調整役を務めていくことが重要であるということをおっしゃってたと思うんですが、その主体的に調整役を務めるということについて、具体的に市がどのようなことをするのかを教えてください。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） コミュニティ交通の導入を検討している地域が望む交通の実現を図るためには、その運行が関係法令等に適合しているとともに、運行上の安全が確保されていることが必要であり、国土交通省関東運輸局、道路管理者、交通管理者、交通事業者等との関係機関との調整を重ね、東大和市地域公共交通会議に協議する必要がございます。

関係機関との調整におきましては、運行形態、サービス水準、運賃、輸送の安全及び利用者の安全の確保等について調整を整えるものでございます。

そのため、市では、地域の方々と協働しましてアンケート調査や幅員調査等を実施しているものでございます。

また、東大和市地域公共交通会議におきましては、導入を考えている交通の必要性はもとより、調整しました内容の妥当性等について協議が行われるものでございます。

このように、調整事項が広い範囲に及ぶため、市が主体的になり調整を図る必要があると考えているものがございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 関連する各機関のパイプ役を行っているのかなということで理解をしました。

現在、芋窪地域及び湖畔地域において自治会等が中心になった検討会が組織されているということなんですが、この検討会が立ち上がるまでの経緯と現在の進捗状況などについて教えてください。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 芋窪地域におきましては、平成27年2月のちょこバスの運行見直しによりまして、芋窪地域のルートが見直されたことを契機に高齢者の団体から話が上がったことが地域での検討のきっかけになっていると把握しております。

また、湖畔地域におきましては、丘陵地であることから、以前から地域に必要な交通について検討がされていたものと把握しております。

両地域とも、コミュニティ交通の検討が具体化しましたのは、市が平成28年3月に策定した東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインにより、限られた地域を運行するコミュニティ交通の位置づけが明確になったことが契機であるというふうと考えているところでございます。

具体的には、両地域とも平成27年度末に地域からの要請に基づく出前講座の開催により、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインについての勉強会を実施し、その後、会議を経て、平成28年度の芋窪地域におけます芋窪の地域交通検討会、湖畔地域におけます湖畔地区地域公共交通を考える会の発足に至ったものでございます。

その後、公共交通に関する専門家を招いた勉強会などにより、それぞれの地域の実情を踏まえたコミュニティ交通の検討を進めているところでございます。

現在の進捗状況につきましては、運行の基本となりますルートの検討を関係機関との調整により進めているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

現在、ルートの検討に入っているということなんですけれども、この2つの地域でそれぞれいつぐらいまでに運行できる見通しであるのか、教えてください。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 現在は、ガイドラインに基づきまして試行運行に向けた調整を行っているところでございます。両地域ともルートの決定に向けて調整をとっている段階でありますため、試行運行開始の予定は決まっておりません。

東大和市実施計画、平成30年度から平成32年度版では、平成30年度中に試行運行を開始する計画としており、それに向けて努力していく考えでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この2つの地域のうち、湖畔地域については、市の地図によりますと、空白地域でない地域だと思うんですけれども、ここになぜコミュニティ交通を走らせることができるのか、その点について教えてください。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 湖畔地域は、市道8号線、湖畔通りをちょこバスが運行しているため、地域の西で一部ガイドラインで定義します公共交通空白地域が出現しますが、多くは公共交通サービスエリアに

位置しております。

しかし、ガイドラインでは、坂道の多い丘陵地域など地形的な要因により公共交通を利用しにくい地域につきましては、コミュニティ交通の検討について柔軟に考えていくものというふうに捉えております。

市では、地域の検討会が組織され、日常生活におけます移動の手段の確保に向けた検討が行われている現状を鑑み、運行の可能性を探っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 3番（上林真佐恵君） 以前から取り上げさせていただいてはいますが、例えば東京街道団地についても、空白地域って指定されてるところから少し離れるんですけども、外れるんですけども、ちょこバスのルート変更によって病院に行けなくなった、買い物に行くのが不便になったというような声を多数聞いているところです。

東京街道団地でもコミュニティ交通走らせることは可能なかどうか、市の認識を伺います。

- 都市建設部副参事（内藤峰雄君） 東京街道団地の地域につきましては、地域の中央を南北に路線バスが運行しているため、公共交通空白地域に位置づいてはおりません。コミュニティ交通の運行に当たりましては、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに即した計画でありませんと実現は困難と考えております。

以上でございます。

- 3番（上林真佐恵君） 東京街道団地、御存じのとおり、市内でも高齢化率が高い場所で、ガイドラインの中で規定されている空白地域ではないですけども、ちょこバスのバス停が以前あったところから少し遠くなったということだけでも、我々にとってはちょっと歩けばいい距離であっても、その距離が行かれないという高齢者の方、障害者の方もたくさんおられるというふうに思います。

このような方々に対して、市としてどのように支援を行っていくのか、市の認識を伺います。

- 都市建設部長（直井 亨君） 市では、公共交通は重要な社会基盤であり、不特定の方が利用できる鉄道、多摩モノレール、路線バス、コミュニティバス、コミュニティ交通を含む地域交通が有機的にネットワークを形成しているとともに、タクシーのように個人の需要に応じた自由度の高い交通手段が役割分担のもと、持続可能な移動手段として維持されていくことの重要性を認識しております。

そのため、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインを作成し、持続可能な地域交通の構築に取り組んでいるところです。

ガイドラインでは、公共交通は不特定の利用者を対象とした交通であり、個人の細かな需要に対応することはできないことから、個別事情への対応を目的とする交通とは異なる性質であることを位置づけております。

東京街道団地の地域については、都営団地の後期建て替え計画が進行中であり、今後、買い物及び医療に関する環境の変化に期待があるところでございます。今後につきましては、東京都と連携を図り、地域の課題の改善に努めてまいります。

以上でございます。

- 3番（上林真佐恵君） 公共交通は個別事情への対応を目的とする交通とは異なるということなんですけれども、特に東京街道団地については、以前はちょこバスが走っていたわけで、病院や市役所に行くのに気軽に使っていたけれども、ルートが変わってしまって、バス停遠くなってバスに乗れなくなってしまったっていう、こういう事情があるというふうに思います。

都営団地の後期建て替え計画において、将来的に買い物ですとか医療環境の変化が期待されるということな

んですが、高齢者にとっては何年も先のことでなく、やっぱり今が大切だというふうに思います。

ガイドラインの規定では空白地域でないということなんですけれども、実際に住んでいる高齢者や障害者の方々にとってみれば、公共交通で病院や市役所に行かれなくなってしまったわけですから、住んでる方にとっては空白地域なんだというふうに私は思います。

ガイドラインを策定して一定のルールを設けるっていうことは、運営上大切だということも理解してるんですけど、市内で実際に困ってる方がいるっていうことに対して、どのような支援を市として行っていくのか、そういう視点が市には求められると思うんですけども、その点について認識を教えてください。

○都市建設部長（直井 亨君） 限られた地域を運行する地域密着型の交通を持続可能なものとしていくためには、地域の方々、運行事業者、市が協働して地域とともに育てていくことが必要と考えております。そのためには、地域の方たちの意向及び地域の実情を反映した交通とすることが大切でございます。

超高齢、人口減少社会を迎え、移動手段の確保を初めとする日常生活に着目した市民サービスの充実に関する課題は多くなってございます。そのような中で、公共交通の範囲で個別の需要に対応していくことは困難でございます。現状ある関係法令、制度の中で地域の課題にどのように対応できるかについては、地域の方々とともに検討していくことが大切であると考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 病院に行かれないということも大変深刻なんです、以前は公民館ですとか市役所で行われるイベントによく参加をしていた方が気軽に行けなくなってしまって、今引きこもってしまっているというようなお話も聞きました。高齢者の免許返納ということも進められている中、市民の交通権、移動権を保障するという姿勢に立っていただきたいと思います。

先ほど、住民の方と一緒に検討するということもおっしゃっていたと思いますので、ぜひそういう視点に立っていただくことを要望いたします。

この項目については以上です。

続きまして、3番のところに移りたいと思います。

まず、①の学校トイレの改善についてですが、実施計画に平成29年度末までのトイレ洋式工事の見込みと、それぞれ30年度、31年度の計画が載っているんですけども、その詳細な内容について教えてください。

○建築課長（中橋 健君） これまでの洋式化の実績といたしましては、平成28年度は一小と五小で計12台、また、平成29年度は八小と十小で計12台の洋式化を行いました。

今後の計画といたしましては、実施計画上では、平成30年度は小学校3校において、各学校10台ずつの洋式化と、一小と五小においては合計8台の洋式化の増設を計画しております。

また、平成31年度においても、同様に小学校3校において、各校10台の洋式化と、八小と十小においては計8台の洋式化の増設を計画しております。

平成32年度につきましては、新たに中学校全校において、各校10台ずつの洋式化を行う計画でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

この平成32年までのことで実施計画に載っているところで教えていただいたんですが、この平成32年度までの期間で洋式化率が何%達成になるのか、教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 試算では、平成30年度末で洋式化率、約50%の見込みでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 32年度までですよね。ありがとうございます。

東京都の目標値としましては、平成32年度、2020年度までに公立小中学校の8割のトイレを洋式化するとされているんですが、市の目標値というものはあるんでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校のトイレの洋式化につきましては、現在、計画として具体化しておりますのは、ただいま御説明しました実施計画で32年度までということでの計画でございます。したがって、具体的な他の計画というものはございません。

引き続き、学校の施設の環境の改善に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 学校トイレについては、保護者からも非常に要望がたくさんあるものだと思いますので、ぜひ計画的に進めていただきたいというふうに思います。

あわせて、悪臭の対策についての進捗と、この今行ってるこの洋式化に当たってどの程度においが軽減されるというふうに見込んでおられるのか、教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 臭気につきましては、平成28年度から年1回、においが余り感じられないトイレも含めまして、予防的に小中学校15校のトイレの尿石除去清掃を実施しております。臭気の改善につきましては、一定の効果はあったと認識しております。

特にトイレの洋式化を実施いたしました学校につきましては、床は消臭機能のあるビニール床シートを張りまして、排水目皿にふたをして、乾式化を行いました。完了後、第八小学校におきましては、児童向けのアンケートを実施させていただきましたが、その中では子供たちの意見として、明るくなった、床がきれいになった、においがなくなったなど、臭気についても好評をいただいております。

しかし、既存の配管や便器の奥などは経年とともに尿石などが付着し、臭気や詰まりの原因となるなど、課題もございますことから、今後は大規模改修の際にこういった課題に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） パイプですか、配管ですかね、大もとの部分だと思いますので、やはり大規模改修というのは必要になってくるのかなというふうに思うんですけども、この大規模改修についての計画というか、いつぐらいに行うとかっていう見込みはあるのかどうか、教えてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校施設の大規模改修につきましては、ここで東大和市の公共施設等総合管理計画が策定がされました。学校という施設の個別の計画についても今後、計画を策定していく予定でございます。これらの計画との整合性を図った中で、大規模改修につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） トイレというのは、小中学校ぐらいの年齢の、デリケートな年齢の子供たちにとっては結構大きな問題で、トイレで悪臭がしたり和式だったりということで、実際に学校でトイレに行けないお子さんがいるということも聞いたことがあります。

以前、LGBTについて質問させていただいたこともあるんですが、今後はだれでもトイレの必要性というのがますます高まってくるというふうにも思います。LGBTの児童・生徒ですとか教職員に対する配慮というだけでなく、障害がある方、障害がある児童や教職員、本当に誰でも使えるトイレ、誰でも気持ちよく使えるトイレっていうのはやはりトイレの整備必要だというふうに思いますので、必要性については市のほうでも

しっかりと認識されているというふうに思いますので、引き続き強力に進めていただくことを要望いたします。
続きまして、②の鑑賞教室について質問させていただきます。

これ大変すばらしい事業だと思ってまして、芸術に対する理解をより深めることができ、ふだんなかなか味わえない体験をすることができるという御答弁でしたけれども、本当にそのとおりだなというふうに思っています、子供たちや保護者だけでなく教職員の皆さんからも、大変評判のいい、評価の高い事業だというふうに思っていますが、現在、毎年行っているこの演劇鑑賞教室について、実際の子供、お子さんですとか保護者の方、先生方からはどのような感想や要望があるのか、教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） さまざまな声があるというふうに認識しているところです。

先生方のほうからは、1年ごとにローテーション、そのローテーションというのは、音楽だったり演劇だったりということで、演劇に限らないんですけれども、そういうローテーションを組んでいるので、このまま引き続き行ってほしいという声もある一方、体育館で行ったりすると、後ろのほうの座席の子たちは、なかなか遠くで舞台でやっていると見づらいので、興味がなかなかちょっと湧かないというような、そんなような声もあるというところがございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） わかりました。

今後、より効果的なものとなるように計画していくということなんですけれども、これはもともと先生とか保護者の方からの要望なのでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 要望をもとにというようなことではございませんが、さまざま意見がある中で、さまざま声を参考にしながら、教育委員会として今後より効果的な演劇鑑賞教室になるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この鑑賞教室ですけれども、現在、保護者の負担というのはあるのでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在のところ、保護者の負担はございません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 保護者の負担もないということで、これ本当にすばらしい事業だなという、他市に誇れる……済みません、今のちょっと取り消します。当市としてとても誇れる事業だなというふうに思います。

今後、内容を変えていくことを検討されてるということですが、いずれにしても、これまでどおりの予算を確保して、保護者負担なく鑑賞教室を続けていくのかどうか、その点について市の認識を教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 今後につきましても、予算を確保しまして演劇鑑賞教室は続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） もう一度、確認なんですけど、同じ規模の予算を確保していくつもりなのか、予算を減らすっていうことも考えられるのか。もう一度、その点確認をさせてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在、演劇鑑賞教室だけに限らないんですけれども、事業のあり方というものを経営的に検討している段階でございます。そのようなことで、予算規模のことにつきましては現在と同規模ということかどうかはわからないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） すばらしい事業だと思いますので、ぜひ同じように予算確保して続けていただきたいというふうに思います。

それで、内容についてなんですけど、現在具体的にどのようなことを検討しているのか、教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在の演劇鑑賞教室では、全校が実施しておりますけれども、ほとんどの学校で、先ほども答弁させていただきましたが、全校児童・生徒が体育館に集まって鑑賞している状況でございます。本物の演劇等を鑑賞する上では、演劇の内容やまたはその役者の技量というようなものと、または会場の雰囲気とか舞台装置だとか座席環境等、そういうものも重要な要素であるというふうに考えているところで

す。また、児童・生徒の発達段階を考えたときに、全校児童・生徒で同じ演劇等を鑑賞することが有効であるのかどうか、効果的なのかどうかということを今考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 私自身も演劇とかミュージカル、すごく好きなので、部台装置とか音響とか、今コンピュータとかで舞台が回ったりとか、そういう迫力あるものを子供たちに見せたいということとか、そういう要望もあるのかなというのは、それはもちろん理解できるんですけども、一方で、学校で鑑賞教室、学校でみんなで見るっていうことのよさもあるというふうに思います。

ふだん、自分たちがふだん使っている体育館が生表現者の方たちによって全く違う場所のように変わってしまうというような感覚ですとか、学校でみんなで、見づらいということもさっきおっしゃってましたけれども、肩を寄せ合って共通体験をするっていうことのよさもあるのではないかとこのように思います。

また、発達段階に合わせたものを鑑賞するっていうのは、もちろんそれも一つの効果としてあるとは思いますが、やはり学校の全員で同じ体験を共通するってことがすごく、それはそれで大切な経験なんではないかという声も伺いました。学年によって理解度とか感じ方が違うんですけども、それが逆に、それをほかの学年の子たちと共有することで気づきっていうのもあるんじゃないかという声なんかもありました。

また、御答弁の中で、今後、英語教育ですとかプログラミング教育、新しい教育内容が示されている中で、授業時数の確保などの課題もあるということをおっしゃったかと思うんですけども、今後、この演劇鑑賞教室の回数を減らしていくということも考えているのか、その点についてのお考えを伺います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在、各校で、先ほど議員がおっしゃってましたけども、授業時数確保のために行事の精選とか生活時程の見直しとか、さまざま検討を各校でしているところでございます。

実際、限られた時間の中でございますので、その中で教育効果を高めていくというために、どんなふうな工夫ができるかということをおっしゃるほうでも演劇鑑賞教室に限らず、さまざまな事業を今見直しをしているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 実感として、私も子供たち何か大変そうだなって、授業数もふえてて、何か本当大変そうだなってすごく日々思っているんですけど、学校に疲れてしまっている子供たちも少なくないのかなって思うんですが、だからこそ、心の栄養であるこういう芸術に触れる機会っていうのは本当に減らしてほしくないなというふうに強く思います。

この鑑賞教室は、他市と比べてもかなり充実したものだと思いますし、保護者からもすごく喜ばれてまして、

少なくとも年に1回ぐらいは子供たちに見させてあげてほしいという声もすごく聞いたんですけど、この点についての考えをお聞かせください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 現在の形がそのまま継続していくかどうかということについては、検討をしている最中でございます。今後も学校と連携しながら、演劇鑑賞教室については計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** なかなか演劇見せたいなと思っても、結構演劇チケット、すごく高額なものも多いですし、もともと保護者の方、興味ないっていう方もいらっしゃると思いますので、子供たち、なかなか見に行く機会っていうのはないのかなという中で、本当に年に1回、学校で無料で負担なくこういうものを見れるって、本当にありがたいっていう声を今回いろんな方から伺いました。

やはり学年の発達に合った演目を見るっていうことも大切なんだとは思うんですけども、そこにフォーカスする余り、毎年見られていたものが見られなくなってしまうってなると、やっぱりこれは事業の縮小になってしまうんじゃないかなというふうに心配しておられる保護者の方もいらっしゃいました。

義務教育の場で、ふだんいる場所で年に1回、こういうものを見られる機会があるっていうのは、本当に素晴らしいことだと思いますので、ぜひ年に1回という回数は維持していただいて、今後もよりよい鑑賞教室を発展させていただきたいということを要望いたします。

この項目については以上です。

○**議長（押本 修君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時53分 開議

○**議長（押本 修君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**3番（上林真佐恵君）** それでは、続きまして、③番の通学時や放課後等の安全確保について伺います。

児童の見守りシステムについて、民間事業者の運用するシステムの導入に向けた具体的な内容等を検討していくという御答弁だったと思います。きのうの他の議員への答弁でも、カードリーダーシステムということでおっしゃっていたかと思うんですが、これはどのようなシステムなのか教えてください。

○**教育総務課長（石川博隆君）** ただいま検討している児童見守りシステムでございますが、ICカードを利用して、登下校の際に専用のリーダーにタッチすることで、保護者が登録されましたアドレスにメールが配信されると、こういったシステムを考えてございます。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** このカードリーダーシステムについては、この間、学童の父母会連絡協議会からも要望があるかと思えますし、私も以前要望させていただいたことがありますので、これを具体的に検討されているということでもっとうれしく思うんですが、学校と学童それぞれ、どちらかだけというのはなかなか、今学童離れているところがありますので難しいのかなと思うんですけども、学校と学童双方でということ考えていらっしゃるのか、また導入した際の保護者の負担はどの程度になるのか、またいつごろの導入を目指しているのか。3点、済みません、まとめて教えてください。

○**教育総務課長（石川博隆君）** 市長答弁にございましたとおり、市長部局と連携するような形になります。学

童保育所と学校とセットで導入を考えているところでございます。

それから、システムの利用ですけれども、保護者の方の負担としましては年間3,000円程度というふうな形で認識をしてございます。学童保育所と連携をいたしまして、平成30年度からの利用が可能となるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 年間3,000円程度の保護者負担があるということなんですけれども、これは希望する保護者の方だけが加入するシステムだと思いますが、例えば生活保護世帯ですとか就学援助を受けている方に対して、何か減免を行うというようなことは考えておられるのでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） こちらのシステムの利用につきましては、希望される方々を対象という形で考えてございますので、現時点におきましては、減免等につきましてはちょっと検討してはございません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） もちろんあっても、こういうのは必要ないという方もいらっしゃると思うんですけれども、またやったはいいいけど、子供が全然、子供が押すシステムだと思うので、結局子供が押さないのをやめたとか、そういう話も聞いたことがありますので、必要とする方だけが入るというものだとは思いますが、以前にもこの場で御紹介したことあるんですけれども、年間2,000円とか3,000円とかぐらいの、例えばPTAとか父母会費も払い切れないんだってという御相談なんかも受けたことありまして、年間3,000円程度ということでも、やっぱりこの負担があるために加入を見合わせるという方も実際いらっしゃると思いますので、減免についてもぜひ導入をしていただきたいというふうに、こちらは要望をさせていただきます。

続きまして、通学路の見守り活動については、スクールガードさん組織されているということでした。スクールガードさんについては、決算特別委員会の際にも質疑をさせていただいたんですが、高齢の方も多くて、体調不良とかがあって、スクールガードさんが見守りしていただいているところに保護者の方が行く必要があるということもあって、保護者の負担がちょっとふえてしまうというようなことも実際にありました。私個人的には、保護者もできる限り見守り活動には参加をして、地域全体で子供たちの安全、子供たちの見守りをしていくという、そういうことがとても大事だとは思ってはいるんですけど、実際は都内に御夫婦ともにお勤めで、朝早く子供たちよりも早く家を出なきゃいけないという御家庭ですとか、小さいお子さんがいて朝8時ぐらいとかになかなか家をあげられないとか、介護してるっていう御家庭もありますので、朝15分、20分ぐらいであってもちょっと困難だっている御家庭も実際には多いというふうに思います。

結局、スクールガードさんにかなり頼ってるっていう部分もあるんですけれども、人材確保に苦慮しているということも以前御答弁あったかと思えます。当市では平成11年度までは学童交通擁護員の方が小学校9校、13カ所に配置されていたと思うんですが、平成12年度から七小を除き廃止されたということだと思います。この廃止された背景について、教えていただければと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） ただいま議員がお話ありました学童交通擁護員は、配置されていた箇所につきましては第七小学校の学区の1カ所を除きまして、信号機が設置されており、お互いに交通ルールを守って安全を確認して通行すれば問題がないということ、それから学童交通擁護員が配置されてない場所におきまして、信号機のある横断歩道を安全に横断できているということから、平成12年度より廃止に至ったというものでございます。

廃止後は、現在まで各学校におきまして保護者の方、PTAの方、学童交通擁護ボランティアの方、スクー

ルガードの方々等の御協力をいただきながら、児童の交通安全を図ってございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 私も見守り活動ってやっていたときがあったんですけども、結構朝は車も通勤で急いでいる方が多いように見受けられまして、結構冷やっとするようなこともたびたびありました。多くの学校でPTAで交代で見守り活動をしていると思いますし、スクールガードさんにもかなり御協力いただいて大変感謝してるんですけども、やっぱりどうしてもやり切れない場所とか時間帯とかって、結構通学路を見ますと子供は結構予測できない動きとかするので、本当にここ危ないなというところがあるんですけども、なかなか全部やり切れないっていうところあると思いますので、やはり私は、この学童交通擁護員は必要なのではないかというふうに思ってます。必要性について、再度お聞かせください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 現時点におきましては、学童交通擁護員を以前のような形で戻すといえますか、ふやすということは考えてはおりません。現在取り組んでいることとしましては、見守り活動にボランティアで御協力いただいているの方々のお一人お一人の負担が少しでも軽減できるようにという、そういう視点で取り組んでおります。

先ほど答弁がありましたけれども、さまざまな情報の発信をして、新たに活動に加わってくださる、参加してくださる方は一人でもふやしていきたいということが、取り組みの一つでございます。また活動に参加されてる方に対しては、市のほうの予算で備品等の貸与ですとか、ボランティア保険に加入したりとか、そういう形での支援の充実を図っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） もちろん保護者ですとか地域の方がボランティアという形で、積極的に子供たちの安全に興味を持っていただくとか、そういうこともとても大事なことだというふうには思います。ただやっぱり、ちょっとやり切れない部分もすごくあるなというふうには思いますので、ぜひ学童交通擁護員をふやしていただきたいということで、要望させていただきます。

続きまして、通学路の安全点検についてなんですが、現在どのように行っているのか教えてください。

○教育総務課長（石川博隆君） 通学路の安全点検につきましては、毎年度夏季休業期間中に東大和警察署、保護者の方や地域の方々、道路の管理者、それから学校の管理職、校長先生及び教員の先生、それから教育委員会、こちらの5者で通学路の点検を実施してございます。

その点検の結果や通学路に関する要望を踏まえまして、例えば信号機の設置を警察に対して要望するですとか、注意看板を設置するですとか、カーブミラーの設置ですとか、児童が歩きます路側帯内のカラーの舗装化ですとか、緑道の樹木の剪定、それから通学路の指定の変更ですとか、あとはまた学校のほうで交通安全教育の徹底とかってというような形の対応を行っているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ここに横断歩道が欲しいですとか、信号機があつたらいいのとか、カーブミラーがあればとかっていうお話はよく伺うんですけども、こういうものを設置する場合、どのような手続が必要なのか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 手続についてということでございますが、横断歩道や信号機につきましては、市民の方から御要望があった場合には、東大和警察署へ相談を行い協議した中で要望書を提出し、東京都公安委員会において判断し決定することになります。また、カーブミラーの設置につきましては、道路管理者であり

ます市の土木課に御相談していただきまして、それを踏まえて市で現地を確認し、必要か否かを判断した中で対応しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

なかなか手続上、結構大変なのかなというふうに思います。でも横断歩道や信号機、カーブミラー以外に比較的設置が簡単なもので、車や歩行者の注意喚起を促すものとしては、どのようなものがあるのか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） スピードを落とすよう注意喚起する立て看板や、路面への減速マークの設置、また子供たちが実際に歩く、通学路の路側帯内に設置しますグリーンベルト等のカラー舗装がございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 朝の通学の見守り活動については、先ほども質問いろいろさせていただいたんですけども、実は下校時、放課後もかなり危ない場面を見かけることが実はすごくありまして、下校のときってというのは子供たちも何かテンションが高くなっているのか、すごい横に広がって道路の真ん中を歩いたりとか、追いかけてこしてふざけてたりとか、あと放課後、お家に一回帰った後、公園の周辺でキックボードとか自転車で走り回っていたりとかっていうこともよく見かけてます。見かけたときは、ちょっと危ないよとかって、皆さんも声かけなどはしてるかと思うんですけども、それと同時に、カーブミラーとかカラー舗装によって車に注意喚起をするっていうことも、あわせて重要だなというふうに思ってます。ぜひ今後とも関係する方々と連携して、子供たちの安全確保に努めていただきたいと思います。

この項目は以上です。

最後、4番の18歳以下の子供の医療費について伺います。

市では現在、18歳までの医療費助成については、ひとり親家庭等医療費助成制度において支援をされているかと思えます。以前にも紹介してはいますが、厚労省による国民生活基礎調査によれば、生活が「苦しい」と答えた世帯が56.5%、2年連続で低下しているという、これは9月議会のときの御答弁だったと思えます。生活苦しいという方は、ひとり親に限らないというふうに思うんですけども、その点について市の認識を伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 平成28年国民生活基礎調査の結果によりますと、世帯の生活意識の年次推移におきまして、「苦しい」と回答している世帯の割合が2年連続で減少しております。しかしながら、国の資料におきまして、現在およそ6人に1人の子供たちが貧困の状態にあると推計されておりますことから、市といたしましては貧困の連鎖を防ぐため、市の実情に即したきめ細やかな支援に取り組んでいくことが必要であると考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 前回の議会では、引き続き低所得層への支援が必要であると認識されているという御答弁もありました。私のほうも、医療抑制というものを起こさないということが何より大切だということで、前回の議会でも申し上げたとおりなんですけど、ぜひひとり親の家庭に限らず、全部の児童の底上げということで、医療費の助成の対象を広げてほしいと思います。

前回質問させていただいた際に、入院費のみの助成を18歳まで引き上げた場合は、およそ200万円の負担という御答弁もありました。これは、やろうと思えばすぐにできるのではないかなというふうに思うんですけど、

市の認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市の単独事業で行う場合には、新たな財政負担が生じることとなります。限られた財源を、少子化や子育て支援にかかわるさまざまな政策へ多角的な展開に向けて、それぞれ充当していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） もちろん財源というのが必要なわけですが、18歳以下の医療費無料化については、この間ずっと当市議団としても要望してるんですけども、当初8,500万円必要だということだったかと思いますが、この間の我々の質問の中で、所得制限なしの完全無料であれば5,000万円、所得制限を設ければ2,200万円ほどで可能だということも明らかになりました。

財源についても、例えば以前より申し上げておりますけれども、市内の3者に対して引き下げを行った道路占用料をもとに戻せば、2,500万円の財源が生まれます。また今回、森田市議のほうで取り上げる予定ですが、都バス梅70の自治体負担の見直しを求めるなど、引き続き財源確保にも努力をさせていただいて、子供医療費の拡充に直ちに踏み出していただくことを強く要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（押本 修君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4時10分 休憩

午後 4時11分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中間建二君

○議長（押本 修君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成29年第4回定例会における一般質問を行います。

初めに、3市共同資源物処理施設建設にかかわる都市計画決定について伺います。

私ども公明党は、本事業については想定地とされてきた場所の立地条件、土地の大きさによる制約、周辺環境に与える影響、建設コストの3市の市民負担、将来の国のリサイクル政策に関する不透明さなどの点から、新たに恒久的な施設を建設することは再考すべきであると、これまで一貫して主張してまいりました。それに対して、当市議会でも、また小平・村山・大和衛生組合議会でも、地域住民の理解を得ることを前提として本事業を進めたいと、繰り返し説明を重ねてこられたと承知しております。

にもかかわらず、平成29年第3回定例会における本件にかかわる2件の陳情の審査結果、及び衛生組合と3市が46回にわたって開催してきた3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会が、11月11日をもって行政側の一方的な主張によって解散されたことは、結果として市議会及び地域住民の理解が得られないまま都市計画決定が行われたこととなり、まことに遺憾であり残念であります。

①として、市議会や地域住民の理解が得られないまま都市計画決定に至ったことをどのように総括し、反省

をしているのか伺います。

②として、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会が解散された理由と、今後の対応について伺います。

次に、「日本一子育てしやすいまちづくり」の実現に向けての取り組みと、人口減少対策について伺います。

当市が「日本一子育てしやすいまちづくり」を掲げて子育て支援施策の充実に取り組む中、昨年は日経デュアルが発表した共働き子育てしやすいまち総合ランキングでは、東大和市が第4位にランクインし、また過日発表されました今年度ではさらに順位を上げ、第3位となりました。また一昨年の調査ではありますが、都内の合計特殊出生率では、東大和市が都内平均1.24を大きく上回る1.67で第1位となっており、実績が伴いながら第三者からの評価が高いことは、大変に喜ばしいことであります。

当市が策定した地方版総合戦略においても、子育て施策の充実を図ることによって人口減少対策に取り組むことが明記をされている中で、当市が成果を上げている子育て施策を広く市の内外にPRすることで、着実な人口減少対策につなげていく必要があると考えます。

そこで、以下の点について質問いたします。

①として、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指す当市の子育て支援施策の中で、他の自治体と比較してすぐれているものは何か。

②として、今後さらに充実させていく施策は何か。

③として、子育て世代に当市へ移り住んでいただくためには、ホームページやSNS等を活用した広報戦略と情報発信が重要と考えるが、どのように取り組んでいかれるのか。

④として、当市のブランド・プロモーションではどのような取り組みを行っていくのか、それぞれお尋ねいたします。

次に、小中一貫教育とコミュニティ・スクールの推進について伺います。

当市が進めている小中一貫教育については、中一ギャップの解消、教員の意識改革、さらなる学力向上の3点の課題を克服するために取り組んでこられたと認識をしており、その姿勢については高く評価をしております。また本年3月に行われた市長の施政方針では、コミュニティ・スクールの開設準備を進める方針が示されました。小中一貫教育を進める中で、保護者のみならず地域コミュニティが学校経営の責任の一端を担い、地域全体で子供を育てていくというコミュニティ・スクールの推進については、公明党の重点政策の柱の一つでもあり、その取り組みが進むことを大いに期待をしております。

①として、これまでの小中一貫教育の推進の中で、どのような取り組みが行われているのか。またどのような成果があったのかお尋ねいたします。

②として、コミュニティ・スクールに発展させていくために、どのような取り組みを行っていくのかお尋ねいたします。

最後に、マイナンバーカードの普及と利活用について伺います。

行政事務の効率化を図る観点から、マイナンバーカードの普及と利活用については、国が示す方針に合わせて、それぞれの自治体の現場においてさまざまな創意工夫がなされているところでもあります。当市においても、いち早く住民票等のコンビニ交付の準備を進めていただき、マイナンバーカードの普及においても着実に推進がなされていると評価しております。

そこで、①として、マイナンバーカードの普及状況と、現状の利活用の状況はどのようなものかお尋ねいたします。

②として、保育園の入園手続等をマイナポータルで行う子育てワンストップサービスについて、どこまで準備が進んでいるのか伺います。

③として、さらなる利活用と利便性の向上について、どのように取り組んでいかれるのか伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、（仮称）3市共同資源物処理施設建設に係る、都市計画決定に至る総括等についてであります。また、（仮称）3市共同資源物処理施設につきましては、平成29年第3回東大和市議会定例会において、29第7号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情が採択されたところであります。平成29年11月8日には、東大和市都市計画審議会から立川都市計画ごみ処理場第2号、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設の決定について、都市計画の案のとおり承認する旨、答申を受け、都市計画決定したところであります。陳情につきましては、最大限尊重した上で判断が求められるものであります。今後の安定的な廃棄物処理と市民生活の混乱を避けることを第一に考え、結論に至ったものであります。

次に、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会の解散理由と今後の対応についてであります。3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会につきましては、（仮称）3市共同資源物処理施設の建設に関し、小平市、武蔵村山市、小平・村山・大和衛生組合及び本市と地域住民の皆様が、地域の良好な環境の維持・向上及び安全の確保を図ることを目的として、平成25年2月に発足したものであります。

本協議会では、延べ46回開催し、地域委員の皆様から多くの御意見等をいただき、一定の成果を得ることができたと聞いております。事業スケジュールを延期しての協議継続が困難であることから、平成29年11月11日の協議会をもって解散することになったものであります。今後につきましては、施設の維持管理等について協議の場を設けていく予定であると報告を受けております。

次に、市の子育て施策の中で、他の自治体と比較してすぐれている施策についてであります。市では、平成27年度から「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指し、病児・病後児保育室のお迎えサービス、認可保育所の年末保育及び休日保育の実施、居宅訪問型保育事業、保育士採用推進助成金、保育コンシェルジュの複数人配置など、他市では実施していない施策や、他市に比べて充実している施策を推進し、適切な時期に着実な環境整備を図っております。

次に、今後さらに充実させていく施策についてであります。保育施策につきましては、保育士の確保が大変難しくなっておりますことから、待機児童解消及び保育の質の維持のために、保育士の確保しやすい環境の整備を図ることが喫緊の課題であり、今後の具体的な施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、学童保育につきましては、民間活力の導入や学校内学童保育所の設置に向けた検討などを進めております。待機児童の解消及び保育の充実に向けた、さらなる施策を検討していくことが必要であると考えております。さらに家庭で保育を行っている保護者が気軽に外出できるよう、子育てひろば、赤ちゃん・ふらっとなど、整備のさらなる充実を図っていくことが必要であると考えております。

次に、子育て世帯に市に移り住んでいただくための、ホームページやSNS等を活用した広報戦略と情報発信についてであります。市の公式ホームページにつきましては、市外の方を含め常時市の情報を入手いただくことのできる広報媒体でありますことから、ここで実施したリニューアルにおきまして、ブランド・プロモーションの視点で市の魅力等を紹介する、イントロページを設定したところであります。また、不動産サイト

のウェブ広告用に作成しました市のPRページを、イントロページで閲覧できるようにしております。SNSにつきましては、受信を希望する方に直接情報をお届けできることや、利用者間での情報の拡散も期待できますことから、市では各種事業やイベントの紹介を行う際などに、ツイッターとフェイスブックを活用しているところであります。

今後につきましても、子育て世帯を中心とした定住人口の増加を目指して、市の公式ホームページ、SNS等の積極的な活用を図ってまいります。

次に、ブランド・プロモーションの取り組みについてであります。市では、定住人口の増加を目的としたブランド・プロモーション指針を策定しております。指針ではターゲットを設定して、転入の促進と転出の抑制による定住人口の増加を目指しております。

転入の促進では、ターゲットを子育て世帯と明確にし、ターゲットに対し、自然環境が豊かで日常生活の利便性が高く、子育てしやすい東大和市の魅力をプロモーションしてまいります。転出の抑制では、市民の市や地域に対する愛着心等の醸成を図ってまいります。具体的な取り組みといたしましては、市の魅力、特徴を表現した「東京ゆったり日和東やまと」のロゴマークを市民投票で決定いたしました。今後、このロゴマークを市内外に広くPRしてまいります。また、住宅購入検討者を対象に、不動産サイトで市の魅力を伝えるウェブ広告を実施してまいります。

次に、小中一貫教育の推進についてであります。現在中学校グループごとに小中一貫教育を推進し、一緒に授業づくりをするなど、連携した取り組みを実施しております。9年間を見通した教育活動が展開されるなど、教員の意識も変化してまいりました。詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、コミュニティ・スクールについてであります。子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、学校や教員だけでなく家庭、地域、団体など、それぞれの自覚と役割のもと社会全体での教育の実現が不可欠となっております。そのため、学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが重要であり、現在コミュニティ・スクールを推進しているところであります。詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、マイナンバーカードの普及状況と現状の利活用の状況についてであります。平成28年1月に交付を開始しましてから平成29年11月1日まで延べ交付数約1万1,000枚、率としましては12.7%の市民の方への交付状況であります。また、利活用につきましては、平成28年2月に開始しましたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付につきましては、徐々にではありますが利用率も上昇しているところであります。

次に、子育てワンストップサービスの準備状況についてであります。子育てワンストップサービスにつきましては、マイナンバーを活用しました国が提供するインターネット上のサービスであり、自治体の子育てに関する手続きを検索することができるサービス検索機能、マイナンバーカードを利用した電子申請機能及び自治体からの情報等を受け取ることができるお知らせ機能があり、子育て世帯におけます行政手続の負担軽減や利便性の向上が期待されるものであります。

各機能のうち、サービス検索機能とお知らせ機能につきましては、全国的に平成29年7月から試行運用が開始され、その後11月から本格運用となり、市におきましても順次利用を開始しているところであります。また電子申請機能につきましては、市では現在システムや接続回線のテスト等を行っており、平成30年1月以降対象となる手続において、順次利用を開始する予定となっております。

次に、マイナンバーカードのさらなる利活用等についてであります。自治体の活用事例としまして、マイ

ナンバーカードを印鑑登録証や公共施設等の利用者カードとして利用することが考えられます。また国では、産業振興の観点から、マイナンバーカードを活用して、自治体が付与するポイントや民間事業者が付与するポイントを地域経済応援ポイントとして、地域の商店街等で利用できるサービスの実証事業等を開始しているところであり、マイナンバーカードを活用しました取り組みを推進することにつきましては、市民サービスの向上とマイナンバーカードの普及に寄与するものと考えておりますので、引き続き国の取り組みなどについての情報収集をし、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○**教育長（真如昌美君）** 初めに小中一貫教育の推進についてであります。現在5つの中学校グループごとに児童・生徒の教育9年間を見通し、さまざまな取り組みを展開しております。小中学校の一貫した指導体制の確立を目指し、小学校も中学校も1単位時間の授業展開を同じ流れにしたり、東大和市7つのルールとして健全育成にかかわる取り組みを共通して実践したりしております。これらの取り組みにより、学習方法や生活規律等が身につけやすくなったと評価をしております。

次に、コミュニティ・スクールについてであります。コミュニティ・スクールは学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校運営に取り組む、地域とともにある学校であります。具体的には、学校に保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設け、校長の作成する学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりする取り組みを行います。

コミュニティ・スクールは、学校運営の基本方針の承認を行うなどの具体的な権限を有していることから、地域住民や保護者が学校運営に対する当事者意識を分かち合い、ともに行動する体制が構築されることとなります。このコミュニティ・スクールにつきましては、平成30年度に第九小学校を指定し、その成果と課題を把握するとともに、その後、市内小中学校に広げてまいります。

以上でございます。

○**18番（中間建二君）** それでは、答弁を踏まえまして再質問させていただきます。

まず1点目の、3市共同資源物処理施設建設にかかわる都市計画決定についてであります。本事業については、議場にいらっしゃる方々は皆さん承知のことでございますけれども、平成19年12月の理事者合意をもって事業を検討するというスタートしたわけでございますが、この間、平成20年6月の東大和市議会での陳情の採択、また平成22年3月の東大和市議会での組合におけるごみ処理事業の適正な執行と、3市共同資源物処理施設建設の抜本的な見直しを求める決議がなされたことによりまして、平成22年6月の東大和市議会の庁議において一旦は受け入れが不可能と判断されたものでございます。

これが平成24年10月に東大和市から代案を提案をする、具体案を提案するところから再検討がスタートしたわけでございますけれども、この中で東大和市側からの代案の大前提として、地域住民の想定地とされる周辺住民の納得を得るための、4団体の一致した行動をとっていくことが第一の条件だと、このように前提条件をつけて代案を提示されたというふうに承知しておりますが、当時なぜこのような考え方を示したのかについて、まず伺いたいと思います。

○**環境部長（松本幹男君）** 当時、平成24年の10月に組織市2市、小平市、武蔵村山市で、東大和市としての対案を提示するという中で、住民理解を得ることを一番に考えますということで表現はさせていただいておりますし、そのようにお願いもしております。

その理由につきましては、やはりその前からこういう事業が検討されているということが、衛生組合の広報紙「えんとつ」においても周知等は行っているわけでございますが、なかなかその後、周辺にマンション等も建ったということもあり、もっと広く積極的にこの事業がどういう内容のものであるか、そういったものを情報発信していく必要があるという、そういう観点から、まずは住民の理解をもって得ていくんだという、そういうところの姿勢を組織市全体で持ちましょうということから、そういうふうな表記をさせていただいております。

以上です。

○18番（中間建二君） 今御答弁いただいたとおりといたしますと、東大和市としてもこの事業を進める前提が地域住民の理解を得る、そういうことがない限りは、私は前に進めていけないという東大和市の姿勢が、私は示されたものだというふうに当時は受けとめておりました。

ですから、私は市の姿勢は、その時点では明確だったというふうに思っているんですけども、しかし当時の衛生組合におけるこの事業の説明会の開催等を繰り返した中で、当初は地域住民の理解が得られた後に事業に着手すると合意をされていたものを、平成25年7月の報告の段階では、住民の理解が得られていないにもかかわらず、事業を進めるという判断になったわけでございます。この点については、なぜこの段階で、東大和市が当初の平成24年に代案を提示した前提をこの段階で崩してしまったのか、この点についての認識を伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 今議員のほうからお話ございました関係は、平成25年1月の確認書が、同年11月に再度交わされたというところであろうかと思うんですが、その際の報告の中で、説明会を実施したことによって見えてきた課題ということで、幾つか挙げさせていただいております。

その中では、平成25年2月から広く周辺住民の方へ事業説明を行った中で、皆さんの意見から、もっと時間をかけた説明が求められる。また住民が加わった継続した協議というものが必要ではないかという、そういった幾つかのお声、ほかにもあったわけではございますが、どうしても2月から3月という期間での、当時は出前説明会を入れましても8回の説明会の開催であったと思います。ですからもう少し時間をかけて話をという声もありましたので、そういった課題を解決するという目的も持ち合わせた中で、改めて11月に確認書を取り交わし、その課題の解決に向けた取り組みを進めようということになったものでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 私の今手元に平成25年7月、3市共同資源化推進本部が取りまとめた報告書がありますが、その中では、今部長も少し触れられておりましたが、このような記載もございます。4団体としては喫緊の課題の認識のもとに、時間の猶予がない中で事業の理解を深めていただくために、地域住民を含め3市全域にわたっての説明を継続して行い、住民が参画できる枠組みの検討等を行い、住民の信頼を得て事業を進めていくことが必要であると考えます。このような記載もある中で、当初住民の理解が得られた後に事業に着手するということがあったものを、得られていないという判断をしたが事業を進めると、このような報告になっているわけでございます。

この文書どおりと見れば、この組合の中でも、住民の信頼を得て事業を進めていくことの必要性については明確に明記をされているわけでございます。もう一つ、この間市議会や、また東京都議会でもこの件に関しての陳情が提出をされた中で、東京都からも、この東大和市が想定地とされる本事業については、地域住民への十分な説明や理解を得ていくことの必要性が繰り返し、都からもさまざまな形で、市に対して指摘や働きかけ

があったというふうに認識をしておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○**環境部長（松本幹男君）** 東京都との関係でございますが、一昨年前になろうかと思うんですが、請願が出たという部分がございます。請願を受けてということで、そういう側面で東京都が東大和市に対して、住民の理解を得るための事務を丁寧に進めてくださいという確認のお話はいただいておりますが、ただ東京都の立場といたしましては、広く都市施設の設置でございますので、都市計画決定の手続を踏む中で、どこの各自治体も廃棄物の処理施設につきましては東京都へ協議をかけるとなっております。

ですから、都の立場としてみれば、東京都の計画との整合等を図った中で同意をしていくという立場にあるわけでございますので、ですから東大和市のみならず、他の地で今もごみ焼却炉の建て替え計画とか進んでいるわけですが、そういったところのまちにおいても、その点についてはやはり同様に、一人でも多くのきちんとした理解者を求めていく努力をください。またそういった中で、やはりそれは必要な施設であることをきちんと理解を求めていくことに努めなさいというところについては、同様であろうかというふうに思っております。

以上です。

○**18番（中間建二君）** この東京都からの、さまざまな形で東大和市に対して地域住民の理解を得る努力をするようにということについて、またその必要性について指摘がされ、東大和市もそれを受けて努力はされたというふうに思います。

しかし結果として、先ほど壇上で申し上げたように、市議会の中でも陳情が採択をされ、またこれまで46回にわたって開催されてきた地域整備連絡協議会が、これは住民側が解散を求めたわけではなくて、行政側が一方的に解散を宣言をするという、私もその場におりましたので、全く異例な形で解散をされた。その解散には住民の理解が得られていないということも確認をした中で、解散手続をされたということ踏まえれば、衛生組合を含む4団体のこの手続、住民の理解を得るという行動、努力は、結果として得られなかったわけですから、とても評価ができるものではないと思いますし、失敗したと言わざるを得ないというふうに考えておりますけれども、この点についてはどういう認識を持っていらっしゃいますか。

○**環境部長（松本幹男君）** 私どもも行政側の立場といたしましては、本来であればこの事業は平成15年度、そこから検討を6品目でやっていたというところがございます。やはり周辺住民の方に、こういう事業があるであろうみたいな形の、うっすらとしたような形でしか当時話が出ていなかったという部分は、現時点さかのぼって考えればそういう反省はあろうかと認識しています。ですからきちんと情報を、先ほども申し上げましたが、発信をしていくために協議会等を設置させていただいたところであります。

そういった中で、当然協議会を設置したことで協議会に参加をいただくという方もいらっしゃいます。でもそれとは違った形で、当時民放で取り上げられたということもあり、いろんな方からのお声、御意見等もあったというところもございます。やはりそういうことを事務として進めていく中で、私どもはやはり必要な施設であるので設置をさせていただきたいというところで、その中で一人でも多くの理解をいただくための努力を、今も進めております。

ですからそういった状況の、私どもの至らない周知の方法が一部にあったかもしれませんが、ただ行動を起こしたことによりまして、やはり疑問が解けた住民の方もいらっしゃるの一方では事実でございます。ですからそういった状況もあわせ持ちますと、やはり46回協議会をやったから解散したというわけではなく、ある時点からは、同じく地域委員として参加されている方から、きちんとスケジュールを提示してきちんと協議会

を進行していただきたいというお話もございました。ことしに入りましてから、そういうスケジュール提示のもとで事業を進めなければいけないという中で協議会の設置の中で、一度どうしても31年4月から施設を稼働させなければいけないという必要性があることから、一度ここで締めさせていただいたということでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 繰り返しになりますけれども、この事業については東大和市からは地域住民の理解を得ることを前提に、周辺住民の理解を得ることを前提にこの事業を進めるのであれば、2品目処理という代案を東大和市は示したわけでございます。当初衛生組合もその考えは受けとめていただいて、事務執行も行われていたと思いますし、また先ほど申し上げた組合の報告書の中でも、そういう努力はすると、その必要性については認めている報告書も上がっているわけです。

しかし結果として、一方的に住民の理解が得られないまま連絡協議会を解散をするという事態に至ったという事は、この事務執行、組合を中心とした、また東大和市も入っているわけですから、4団体が取り組んだ住民の理解を得るという行動については、成果が得られなかったと。その点についての反省について再度伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 先ほど、協議会の解散につきましては市長答弁でも申し上げさせていただいたところでありますが、細かい点で、本来9月9日の協議会時に申し上げた部分を申し上げますと、一つには、信頼関係がちょっと損なわれたという点が一点ございます。それにつきましては、こちらにいらっしゃいます市議会議員の皆様のところへ協議会の会長名で、本年9月9日付で3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会で決議された議決書送付の件というものが、皆さんのお手元に送付されているかと思えます。

私ども、別に協議会の皆様がどういふことをなさろうと、やはりそれは表現の自由、全然構わないと思います。ただ1点、その同じ文書の日付の日において、同日夜に協議会が開催されていて、議員の皆様に行った協議会の会長名で通知は行っているはずだと思うんですが、その通知の発送者の方が同じ日の夜の会議において、「ここは決議する場ではないですよ。意思表示は自由なのでできます。ですからそういう賛否をとったのは一つのアンケートみたいなものとして受けとめてください」という発言がされているわけですね。

ですから、同じ同一人物の方が同じ日に、いや、それは平たく考えていただければアンケートだと言いつつも、一方では市議会議員の皆様へ議決書送付みたいな形で送付されちゃいますと、じゃ、どちらが、同じ人物の方で真実であるのかというのが、私ども行政側もそこについてはちょっとはかり知れない部分になってしまったというものがございます。

ですから、そういった細かいところもございまして、一度ここでスケジュール等これ以上延ばせないということで、一度締めさせていただいたところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 今の話のよしあしについては、私は評価は避けたいと思います。

ただ、連絡協議会に参加をされている方々が、今部長答弁されたように、どのような考え方を表明し、働きかけをしようが、それは市側が制約をかけるものではないと思いますし、そのことを理由に信頼関係が損なわれたというのは、私は飛躍し過ぎているというふうに思います。

結果として東大和市も組合も、やろうとした地域住民の理解を得て事業を進めるということが結果としてできてないわけですよ。なおかつ市議会でも過半数の理解は得られていないまま、市長が都市計画決定せざるを

得なかった、都市計画決定をした、手続を進めた。このことについて、あくまでもこれは結果ですから、地域住民の理解が得られていないということが結果として残っているわけですから、本当にその事務執行でよかったのか。また本当に市長が地域住民の理解を得て事業を進めるという思いがあるのであれば、地域住民との対話をする場も市から設けていくべきではなかったのか。それをなしに都市計画決定をしてしまったことで、もともと信頼関係が崩れかかっていた、また崩れていたものが、またさらにそれに輪をかけてしまったというふうには私は受けとめておりますけれども、市長はこの点についてどういうふうに認識を持っていらっしゃいますでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 当初から市長は冒頭お答えをさせていただいておりますが、なるべく周辺の住民の皆さんに御理解をいただいていくという基本的な考えはずっと持っておりましたし、持っています。そういう努力を、協議会もそうですけれども、ほかの説明にも市のほうから出向いて説明をするというようなことも、いつでもお声をいただければというようなスタンスは常々持って、説明もさせていただくという努力もしました。

しかし、やはり建設をする、その施設が必要だということは、皆さんに理解をしていただくというのと同じぐらい、それ以上に、その施設がなければ8万6,000人の市民が困ると。3市で言うと、35万の市民が困るところでの考えは強く持ってございました。そういう意味で、陳情を議会で採択をされたというのも真摯に受けとめまして、その結果、やはり議員の皆さんの意向もわかりますし、私どもが周辺住民の皆さんに一人でも多くの方に御理解をいただくべきというのは思っておりましたけれども、残念ながら全員の皆さんに御理解をいただくということに至ってないのが事実だということもわかってございますが、この施設をつくらないことは、将来東大和市の市民、3市の市民にとって絶対にあってはならないことだという判断のもとに、進めさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 市長は答弁されませんでしたけれども、市長、副市長は、議会ではそういうふうに答弁されますけれども、都市計画決定する最終的な判断をする前に、なぜ地域住民との対話を行わないのか。私は、仮に都市計画決定したわけですから、手続上は予算も組合の予算も通っているわけですし、東大和市が都市計画決定すれば何の制約もなく事業は進むものなのでしょうけれども、仮に今後この施設の建設が進めば、あの地域で長年にわたって施設が稼働するというに当然なるわけであります。

このまま地域住民との信頼関係が損なわれたまま都市計画決定を行い、もちろん市や衛生組合は必要だということを一貫して言ってきましたけれども、私は、ほかにも政策の選択肢はあったと思っておりますが、しかしこのまま地域住民の理解を得ることなく都市計画決定をし、施設建設が進み、施設の運営を行っていくということは、これは組合の事業とはいえ東大和市の中で行われる、東大和市の土地を使って行われるわけですから、このままの状態ですら果たしてこの先どうやって施設の建設や運営が行っていくのか、この点についての危機感や認識は持っていらっしゃらないのか、どうやって今の状況を解消をするのか。もちろん失われ信頼を回復することは難しいとは思いますが、だからといって何もしないのか、このままでいいのかというわけにはいかないと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 私ども、協議会を打ち切るというお話があったときに、やはり地元の東大和市に建設する施設でございますので、建設の必要性は主張していただいておりますが、施設の維持管理等につきまして、周辺住民の方を含めて市民からの意見を聞く場、それに応える体制は必ずつくってほしいというお願いはさせていただいております。そして、この施設につきましても金銭的に非常に高いというような御指摘をい

ただいた部分もございますが、何のために金額の部分に少し目をつぶったかという、周辺の住民の方の健康被害があってはいけない、出してはいけない。御迷惑をかける部分が極力少なくなるようにという、要するに周りの住民の方にとってみると、できてみたら割といい施設だったなと思っていただくことが、御理解をいただける道なのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時54分 延会